

朝倉市歴史的景観形成地区・秋月伝統的建造物群保存地区

現状変更の手引

朝倉市・朝倉市教育委員会

2026. 09. 01

目 次

1	現状変更行為の規制の概略	1
2	方針の概略	1
3	「伝統的建造物群保存地区」の現状変更行為の規制の詳細	3
4	「伝統的建造物群保存地区」における保存の基本方針	4
5	「伝統的建造物群保存地区」内における現状変更手続きの詳細	6
6	「歴史的景観形成地区」の現状変更行為の規制の詳細	24
7	「歴史的景観形成地区」内における現状変更手続きの詳細	27

図—1	地区概要図	3
図—2	現状変更等手続き（伝統的建造物群保存地区）	6
図—3	伝統的建造物群保存地区内の修理・修景の手順と誘導方針	7
図—4	景観誘導帯の区分	11
図—5	武家地景観誘導帯に面する場合の許可基準（概要）	12
図—6	町地景観誘導帯に面する場合の許可基準（概要）	12
図—7	目標とする屋敷建築の意匠[①寄棟造]	13
図—8	目標とする屋敷建築の意匠[②入母屋造]	14
図—9	目標とする町家建築の構造（棟方向と屋根形状）と規模	15
図—10	目標とする町家建築の意匠[①妻入切妻造]	16
図—11	目標とする町家建築の意匠[②妻入入母屋造]	17
図—12	目標とする町家建築の意匠[③平入切妻造]	18
図—13	補助対象範囲（伝統的建造物）	19
図—14	補助対象範囲（伝統的建造物以外）	20
図—15	個別意匠参考図1	21
図—16	個別意匠参考図2	22
図—17	個別意匠参考図3	23
図—18	現状変更等手続き（歴史的景観形成地区）	27
図—19	現状変更等手続き（景観保存物件）	28
図—20	「歴史的景観形成地区」内の修理・修景の手順と誘導方針	29
図—21	伝統的建造物群保存地区及び歴史的景観形成地区範囲図	31

表—1	伝統的建造物群保存地区の補助率と限度額	7
表—2	伝統的建造物以外の建築物等及び環境要素の修景基準（許可基準）	8
表—3	伝統的建造物以外の建築物等及び環境要素の修景基準（補助基準：屋敷建築）	9
表—4	伝統的建造物以外の建築物等及び環境要素の修景基準（補助基準：町家建築）	10
表—5	歴史的景観形成地区の補助率と限度額	29
表—6	景観保存物件の許可基準と歴史的景観形成地区の建築物等及び 環境要素の景観形成基準	30

表—7	許可申請等に伴う必要な図書類について1	32
表—8	許可申請等に伴う必要な図書類について2	33
参考様式		巻末（①～⑭）

※本文中「条例」は「朝倉市歴史的景観条例」を「規則」は「朝倉市歴史的景観条例施行規則」を指します。

1 現状変更行為の規制の概略

歴史的景観形成地区内で、建物の新築、増改築や外観の模様替え、木竹の伐採等、景観の現状を変える行為を**現状変更行為**といいます。また歴史的景観形成地区内に**伝統的建造物群保存地区**があります。

「伝統的建造物群保存地区」

- 現状変更行為を行う場合、市長及び教育委員会の「許可」が必要（条例第17条）です。
 - * 保存地区の歴史的景観保存のために必要な限度において、条件が付されることがあります。

「歴史的景観形成地区」

- 現状変更行為を行う場合、市長への「届出」が必要（条例第11条）です。
 - * 景観形成基準に適合するよう努めなければなりません。（条例第12条）
 - * 市長は、届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言、指導又は勧告を行うことができます。このとき、市長は、審議会の意見を聴くことができます。（条例第13条）
- 景観保存物件の現状を変更する場合は、市長及び教育委員会の「許可」が必要です。（条例第23条）
 - * 許可を与える場合は、景観保存物件の保存のために必要な限度において、条件を付することがあります。（条例第23条第3項）

2 方針の概略

- ・○・□・★・☆・◇の記号は「図1：地区概要図」（3頁）参照

「伝統的建造物群保存地区」

伝統的建造物群保存地区には、保存物件として指定される「伝統的建造物」と「環境物件」があります。

- 伝統的建造物に指定されるものは「修理」を基本とします。

○環境物件に指定されるものは「復旧」を基本とします。

- ・修理、復旧に応じた助成制度があります（注1）。
 - * 修理とは、【「伝統的建造物」を履歴調査に基づいて然るべき時代（注2）の姿にもどす（注3）工事のこと】です。
 - * 復旧とは、【「環境物件」を修理・保全・手入れ等をしてもとの姿にすこと】（注3）です。
- ・注1）助成制度を受けず「許可基準」（8頁）に従い、現状を変更することもできます。
- ・注2）「然るべき時代」とは、その建築物が建築されてから、特定を受けるまでの間で、本来的に建物を持つ個性が最も輝いていた時期を意味します。個別の判断になりますが、基本的に建築当時から、現代的改変を受ける前の姿（概ね50年以上前）のうち、最も良好な建築物であったと考えられる状態を指します。その状態がいつの、どのような状況だったかを判断するには、所有者の方がお持ちの昔の建物の写真や所有者の方の記憶、さらには部材調査等による履歴調査等多くの情報の集積と総合的な調査の上に所有

者を含めた関係者で協議を重ねて判断していきます。この判断を進める上で、建物の本来の姿についての記憶や記録をお持ちの所有者の役割はとても大きなものがあります。

・注3)「もとの姿」について、写真等の記録が乏しい場合、所有者や管理者の記憶も定かではない場合等は、周囲の景観との調和を考慮しながら、より良い景観を目指して修理・復原・復旧の方針を定めていくことになります。特に樹木等は生物であり、生長により、厳格に「もとの姿」にすることは困難ですので、周囲との調和と、対象となる「環境物件」の個性が保全・復旧された状態を目指して、計画を進めることになります。

□保存物件以外の物件も敷地が所在する場所により景観誘導帯の区分（図－4 1 1 頁）に応じて許可基準が異なります。「武家地景観誘導帯」「町地景観誘導帯」別の「許可基準」（表2 8 頁）があります。また、この時には「修景（注1）」に対する助成制度があります。（この場合は「補助基準」（歴史的風致（注2）を維持するための基準：表3・4（9・10 頁）を使います。）

*注1) 修景とは、【「伝統的建造物」以外のものを周囲の歴史的風致の維持と形成に配慮（補助基準）、若しくは調和に配慮（許可基準）して、増築・改築・新築する行為（工事）のこと】です。

*注2) 歴史的風致とは、「地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」（歴史まちづくり法第1条による定義）とされています。

これは、単に表面上の景観や、歴史上価値の高い建造物が存在するだけでは歴史的風致と言えず、「地域におけるその固有な歴史及び伝統を反映した人々（つまりその地域で生活をされる人々）の活動」と「そうした活動が行われる歴史上価値の高い建造物及び周辺の市街地」が一体となって形成され、維持されていく環境を意味します。このことから「歴史的風致」はその地区を支えてきた住民の皆さんが守ってこられた、そして今後とも守っていく文化そのものと定義することができます。

「歴史的景観形成地区」

歴史的景観形成地区には景観保存物件として指定される「景観保存建造物」と「景観保存環境物件」があります。

★景観保存建造物に指定されるものは「修理」を基本とします。

☆景観保存物件（景観保存環境物件）は「復旧」を基本とします。

・修理、復旧に応じた助成制度があります。

◇景観保存物件以外の物件は必要最小限のルールとして「景観形成基準」（表6 30 頁）があります。

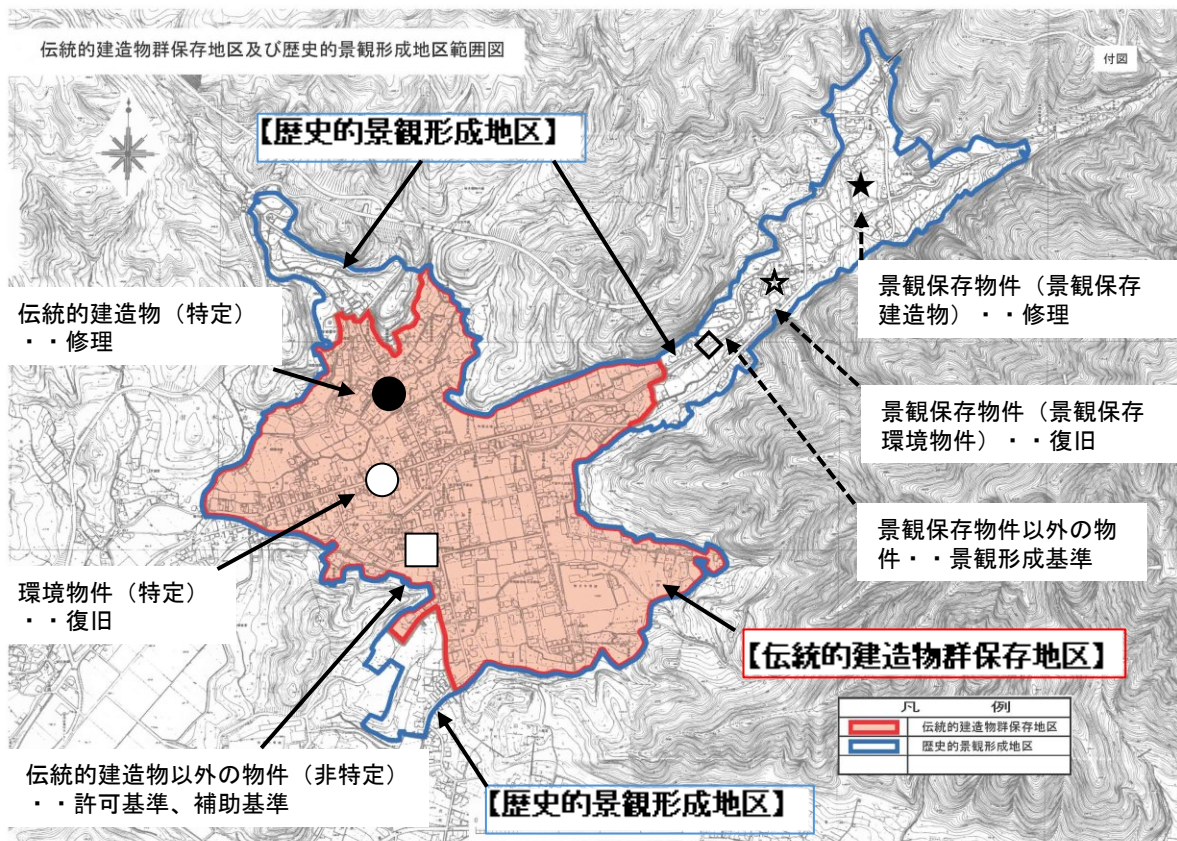


図-1 地区概要図

3 「伝統的建造物群保存地区」の現状変更行為の規制の詳細

保存地区内において建物の新築、増改築や外観の模様替え、木竹の伐採等の景観の現状を変える行為（これを、現状変更行為といいます）を行なう際には、あらかじめ、市長及び教育委員会に申請をして許可を受ける必要があります。（条例第17条）許可申請に必要な必要な図書については、表-8をご確認ください。

なお、保存地区の保存のために必要な限度において、条件が付されることがあります。（条例第17条第3項）

■ 許可申請の必要な行為（条例第17条第1項）【様式第3号】

- （1）建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- （2）建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更で、その外観を変更することとなるもの
- （3）宅地の造成その他の土地の形質の変更
- （4）木竹の伐採
- （5）土石類の採取
- （6）水面の埋立て

■ 許可を必要としない行為（条例第17条第2項、規則第9条）

次の行為については、許可を必要としませんが、念のため、事前に文化・生涯学習課に確認をいただくとともに、行為を行なった際にはお知らせをいただけますと手違いが発生しないと思われます。

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(2) 通常管理行為、軽易な行為

- ① 建築物以外の工作物で仮設のものの新築、増築、改築又は移転
- ② 宅地の造成その他の土地の形質の変更でその水平投影面積が10平方メートル以下のもの又は高さが0.3メートルを超えるのりを生ずる盛土を伴わないもの
- ③ 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項に規定する森林病虫害等を防除するために必要な木竹の伐採
 - エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - オ 仮植した木竹の伐採
- ④ 条例第16条第1項に規定する保存計画に定められた伝統的建造物群保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関して行う行為
- ⑤ 法令又は法令に基づく処分による義務の履行として行う行為
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

■ 国の機関等に関する特例：協議（条例第19条、規則第10条）

国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為については許可の申請を行なう必要はなく、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会と協議【様式第6号】が必要になります。

■ 許可及び国の機関等の協議に関する特例：通知（条例第20条、規則第12条）

文化財保護法施行令第4条第6項各号に規定する行為のうち規則第11条で定めるものについては、許可（条例第17条第1項）及び国の機関等に関する協議（条例第19条）の必要はなく、あらかじめ、市長及び教育委員会にその旨、通知【様式第7号】をしなければなりません。この場合念のため、事前に文化・生涯学習課で確認させていただくとともに、行為を行なった際にはお知らせをいただきますようお願いしています。

※規則第11条で定めるもの（省略：「朝倉市歴史的景観条例施行規則」をご参照ください）

4 「伝統的建造物群保存地区」における保存の基本方針

朝倉市歴史的景観条例、同施行規則、及び伝統的建造物群保存地区内における建築物等の保存整備計画に沿って、同地区内の保存を行います。

(1) 伝統的建造物の修理

保存地区内において伝統的建造物群の特性を維持していると認められる屋敷建築、町家建

築の主屋及び付属屋、寺社建築等の建築物、及び門、塀、石積等の工作物を「伝統的建造物」としています。伝統的建造物は所有者等の同意を得て特定し、あらかじめ「保存計画」に明示していますが、その後、景観審議会の意見を聴くとともに本人の同意を得てさらに追加する場合があります。

伝統的建造物については、以下の方針の下に整備が進められることを予定しています。

- ア) 伝統的建造物の保存整備にあたっては、主としてその外観を維持するための修理を基本とします。
- イ) 伝統的建造物群の特性にそぐわない外観の変更が加えられているものについては、履歴を調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とします。
- ウ) 伝統的建造物のうち、特に公開が必要なものについては、建物内部の保存修理も考慮します。
- エ) 復元修理が困難な箇所には補助基準を準用します。

(2) 伝統的建造物以外の建築物等の修景

- ア) 伝統的建造物以外の建築物等の修景は、修景基準すなわち補助基準（表３・４）及び許可基準（表２）を適切に運用することで歴史的風致の維持と形成を図ります。
- イ) 伝統的建造物群の特性を維持、形成するため特に、伝統的建造物群の特性に配慮した武家地景観誘導帯と町地景観誘導帯を設定しています。この２つの誘導帯に面さない物件については、屋敷建築または町家建築のいずれかの補助基準を適切に運用します。
- ウ) 武家地景観誘導帯に面する伝統的建造物以外の建築物等については、屋敷建築についての補助基準を適切に運用し、保存地区の歴史的風致を維持するとともに、許可基準を併せて運用し、保存地区の歴史的風致との調和を図ります。
- エ) 町地景観誘導帯に面する伝統的建造物以外の建築物等についても、上記ウ)と同様とします。
- オ) 寺社境内等における物件については、「伝統的建造物」の特性に合致していることをもって、補助基準の適切な運用とみなすことができます。
- カ) 審議会で認めた場合はこの限りではありません。

(3) 環境物件の復旧

保存地区内の歴史的風致の維持に大きく寄与している樹木、庭園、生垣、農地、及び旧城下町の履歴を表す河川、水路、道路、枡形等を、環境物件として「保存計画」（注１）に示されており、環境物件の保存整備にあたっては、主として現状維持又は復旧を基本とします。

・注１）別に定められた「朝倉市秋月伝統的建造物群保存地区保存計画」のことです。条例第１６条の規定により、秋月地区の伝統的建造物群保存地区における保存・整備の基本的な内容が定められています。

(4) 環境物件以外の環境要素の修景

環境物件以外の環境要素の修景は、補助基準を適切に運用し、保存地区の歴史的風致を維持するとともに、許可基準を併せて運用することにより、保存地区の歴史的風致との調和を図ります。

5 「伝統的建造物群保存地区」内における現状変更手続きの詳細

伝統的建造物群保存地区における 現状変更等手続きの取り扱いについて

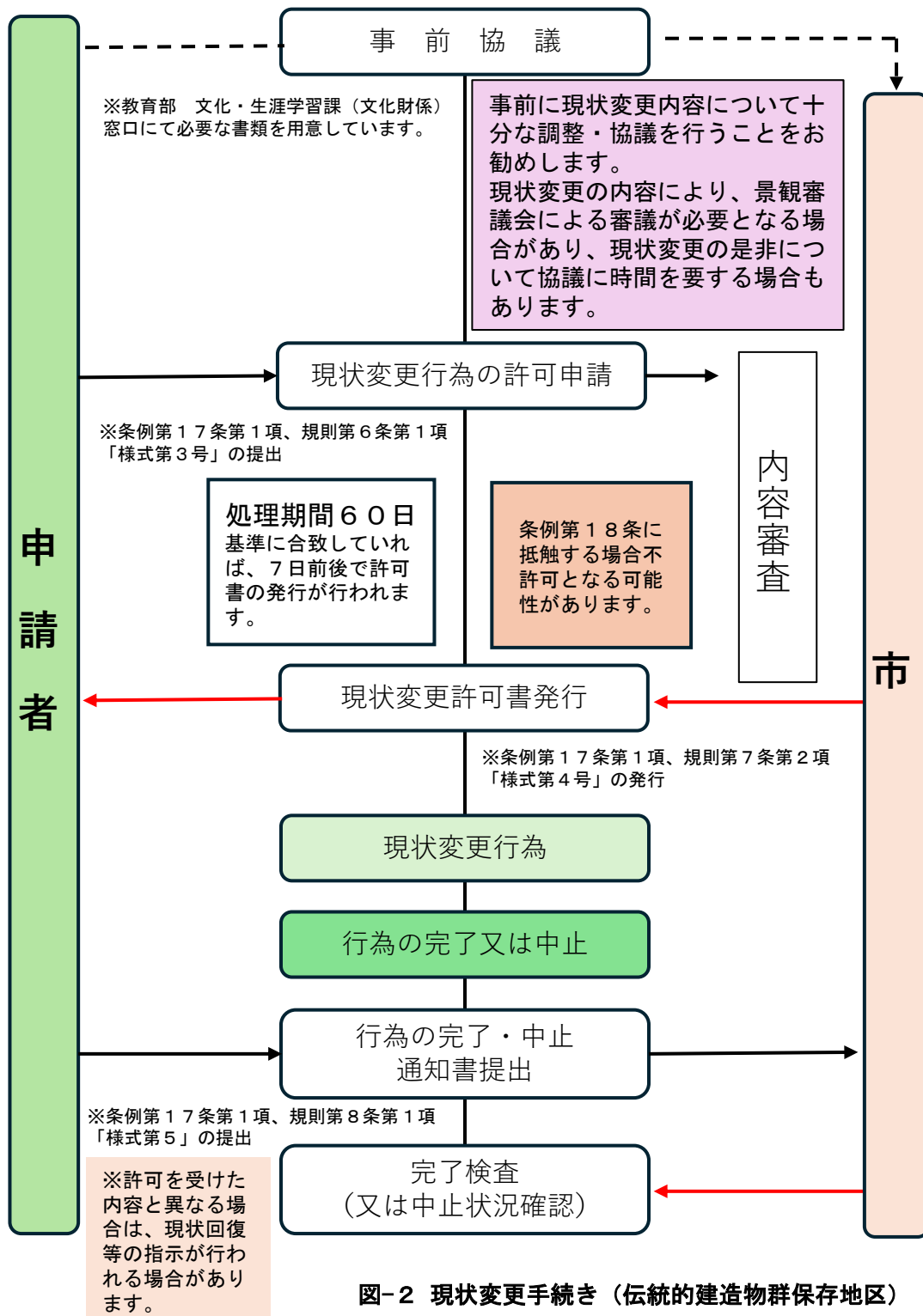


図-2 現状変更手続き（伝統的建造物群保存地区）

お問い合わせ

〒838-0068 福岡県朝倉市甘木198-1 朝倉市文化・生涯学習課文化財係

電話 0946-28-7341 FAX 0946-23-0697 E-Mail bunka-zai@city.asakura.lg.jp

図-3 伝統的建造物群保存地区内の修理・修景の手順と誘導方針

伝統的建造物群保存地区 修理・修景の手順と誘導方針

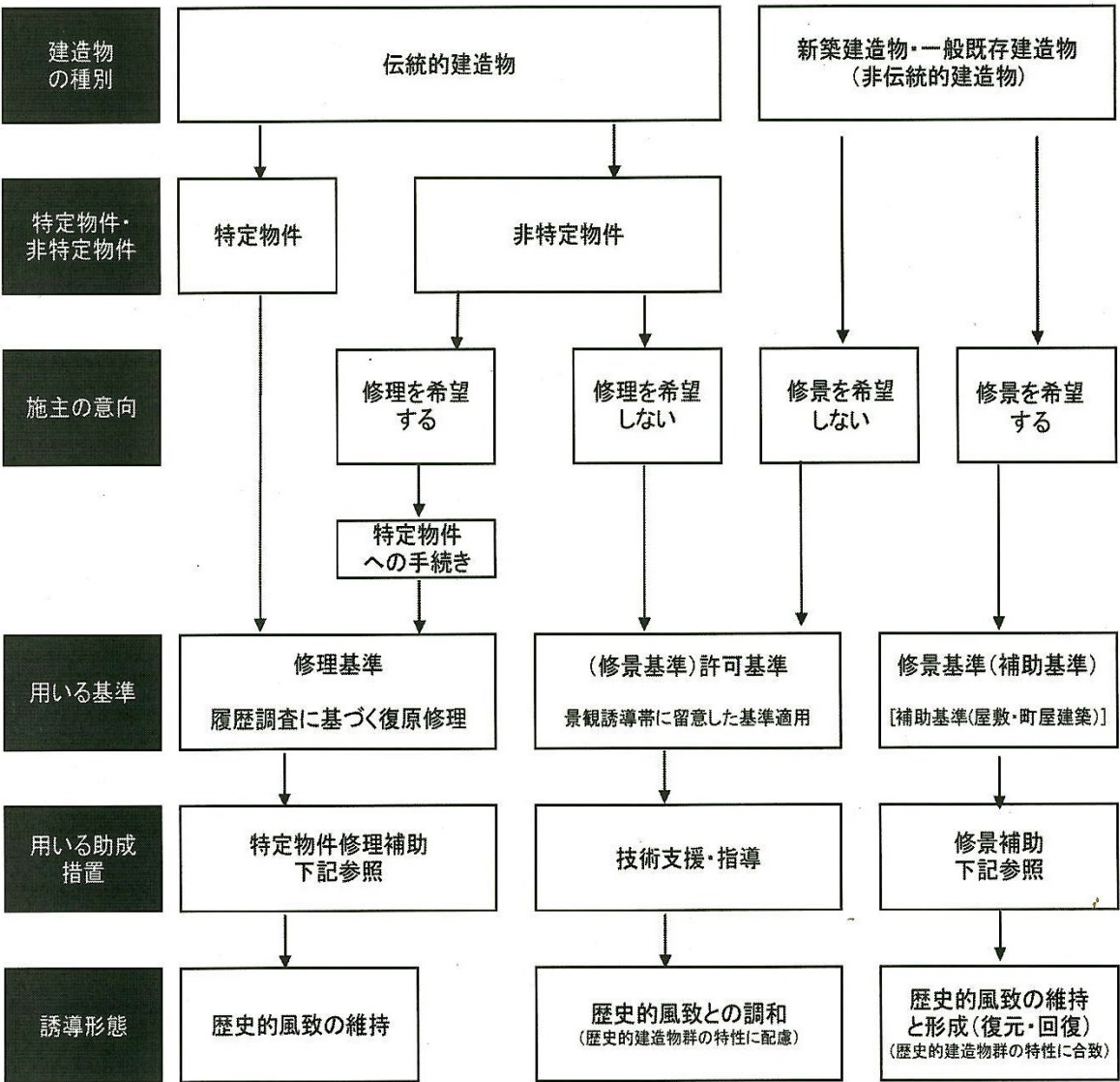


表-1 伝統的建造物群保存地区の補助率と限度額 (補助金交付要綱別表第1より：第4条関係)

種類	補助対象	補助率	限度額
伝統的建造物 (特定物件)	主屋・蔵等	当該物件の外観保存のための屋根、外壁及び構造耐力上主要な部分の修理に係る経費(但し、対象経費100万円以上)	10分の8以内 1200万円
	門・土塀・石積(石垣)等	当該物件の修理(但し、対象経費50万円以上)	10分の8以内 400万円
	生垣・庭園等	当該物件の復旧(但し、対象経費10万円以上)	10分の8以内 50万円
伝統的建造物 (特定物件) 以外	主屋・倉庫の新築、増築又は改築等	原則として外観を伝統的建造物に準じて歴史的風致を維持したものに限り、その経費のうち屋根、外壁、軒先等伝統的工法による修景に要する経費(但し、補助対象経費100万円以上)	10分の6以内 400万円
	門・土塀・石積(石垣)等	外観を伝統的建造物に準じたもの又は歴史的風致を維持したもの(但し、補助対象経費50万円以上)	10分の6以内 200万円
	生垣等	保存地区の特性を生かし歴史的風致を維持したもの(但し、補助対象経費10万円以上)	10分の6以内 50万円

表－２ 伝統的建造物以外の建築物等及び環境要素の修景基準（許可基準）

（保存計画表４に詳細説明を加えたもの）

* 武家地・町地景観誘導帯に面する場合に引用する基準を一括掲載しています

		許可基準：歴史的風致と調和させるための基準	
		武家地景観誘導帯に面する場合	町地景観誘導帯に面する場合
敷地	屋敷の形状・境界	- 原則、敷地の履歴を配慮した敷地境界とする - 原則、屋敷建築の補助基準に従う - 周囲境界に塀、垣を巡らす - 敷地出入口に門を建てる - 敷地内に水路を通すことも可	- 原則、町家建築の補助基準に従う - 表側道路境界に接して建物を建てる - 敷地境界に塀、垣を巡らし、門を建てることも可 - 敷地内に水路を通すことも可
	建築物・工作物の位置、種別	- 原則、敷地の履歴を配慮した建物配置及び敷地地盤面とする - 原則、屋敷建築の補助基準に従う - 原則、敷地の履歴、旧状を調査の上、建築物・工作物の位置を定める - 主屋は表側道路に直接面し、町並み壁面線※を維持して建てる - 主屋を除く道路境界には、付属屋、土蔵、塀、垣を設ける - 建物の配列は表から主屋、庭園、離屋の順とする	- 原則、町家建築の補助基準に従う - 原則、敷地の履歴、旧状を調査の上、建築物・工作物の位置を定める - 主屋は表側道路に直接面し、町並み壁面線※を維持して建てる - 主屋を除く道路境界には、付属屋、土蔵、塀、垣を設ける - 建物の配列は表から主屋、庭園、離屋の順とする
建築物	構造	- 歴史的風致を損なわないものとし、木造を基本とする （ただし用途上やむを得ない場合はこの限りでない） - 原則伝統的工法による - 原則、主屋一階に下屋庇を巡らす	
	階数	原則、二階建以下	
	規模	歴史的風致を損なわないものとする	
	色彩	歴史的風致を損なわないものとする	
	屋根	原則、寄棟造、切妻造又は入母屋造	
	形式	原則、寄棟造、切妻造又は入母屋造	
	勾配	原則、４．５～５寸程度	
	材料	原則、黒色又は銀黒色棧瓦葺とする	
	軒	原則、軒の出を有し、歴史的風致を損なわないものとする	
	下屋庇	原則、黒色又は銀黒色棧瓦葺とする	
	庇軒	歴史的風致を損なわないものとする	
工作物	塀、門、石段、石垣	歴史的風致を損なわないものとする	
	石積、石橋	歴史的風致を損なわないものとする	
	屋外広告物	- 歴史的風致を損なわない自家用の広告に限る （主要屋根上の設置は認めない）	
	自動販売機	歴史的風致を損なわないものとする	
	建築設備	原則、公共の用に供する場所から見えないものとする	
	その他の工作物	歴史的風致を損なわないものとする	
環境要素	生垣	歴史的風致を損なわないものとする	
	樹木、庭園	歴史的風致を損なわないものとする	
車庫・駐車場		- 歴史的風致を損なわないものとする - 原則、道路に面した部分は塀・垣・門を設けるものとする - 原則、屋根付の車庫は建築物の許可基準に従う	
土地の形質の変更		- 変更後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする - 空地が生じた場合は、歴史的風致を損なわないよう管理運営を図る	
木竹の伐採・植栽		- 歴史的風致を形成する木竹の保存に努める - 空地や法面などは、歴史的風致を損なわないよう緑化に努める	
土石類の採取		採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする	

※ 町並み壁面線とは、伝統的建造物の主屋２階壁面がつくりだす壁面の連なりをいう。

表－３ 伝統的建造物以外の建築物等及び環境要素の修景基準（補助基準：屋敷建築）保存計画表５より

		補助基準：歴史的風致を維持するための屋敷建築の基準				
敷地	敷地の形状・境界	・ 周囲境界に塀、垣を巡らす ・ 敷地出入口に門を建てる ・ 敷地内に水路を通すことも可				
	建築物・工作物の位置、種別	・ 原則、敷地の履歴、旧状を調査の上、建築物・工作物の位置を定める ・ 主屋の周囲に庭園などの外部空間を設ける ・ 上記外部空間に応じて、主屋壁面線は道路・隣地境界線から後退させる ・ 長屋又は長屋門は道路に接して建て、土蔵は道路に接して建てることも可				
建築物	構造	主屋		長屋又は長屋門	土蔵	
		・ 伝統的工法による木造 ・ 原則、下屋庇を付す		・ 伝統的工法による木造 ・ 原則、下屋庇は設けない	・ 伝統的工法による木造 ・ 出入口に庇を付す	
	階数	・ 原則、平屋建		・ 平屋建	・ 原則、二階建	
	規模	・ 原則、梁間３間以下		・ 原則、梁間２間	・ 原則、梁間２間	
	色彩	・ 材質を生かした色彩				
	屋根	形式	・ 寄棟造	・ 入母屋造	・ 原則、切妻造	・ 切妻造
		勾配	・ 矩勾配以上 ・ ５寸程度			
		材料	・ 草葺 ・ 黒色又は銀黒色日本瓦棧瓦葺			
		軒	・ 垂木及び野地板露し 原則、白漆喰塗込			
		下屋庇	・ 黒色又は銀黒色日本瓦棧瓦葺			
		庇軒	・ 垂木及び野地板露し			
		樋	・ 銅製			
	一階意匠 (道路側)	外壁	・ 真壁造白漆喰又は荒壁仕上			・ 大壁造白漆喰又は荒壁仕上
		腰壁	・ 堅羽目板又は簾子下見板張			
		開口部	・ 原則、居室部掃出し縁を巡らす		・ 原則、腰高窓	－
		建具	・ 原則、木製障子戸引違い ・ 原則、外側木製雨戸引通		・ 木製障子又は硝子戸引違 ・ 原則、木製出格子を付す	－
		出入口	・ 原則、式台風構えとする		・ 原則、木製板戸両開	・ 木製格子又は板戸引込 ・ 外側防火戸引込
		戸袋	・ 堅羽目板又は簾子下見板張			
		基礎	・ 縁廻り束石建		・ 道路側正面布石敷	
		外構	・ たたき、石敷、砂利敷又はこれらに類するもの			
	二階意匠 (道路側)	外壁	－			・ 大壁造白漆喰又は荒壁仕上
		開口部	－			・ 虫籠窓水切庇付
		建具	－			・ 木製障子又は硝子戸引込又は引違 ・ 外側片開防火戸も可
工作物	塀	・ 屋根付板塀、荒壁仕上土塀又はこれらに類するもの（瓦は古瓦も可）				
	門	・ 原則、調査の上、旧状に復原する (不明な場合、長屋門、棟門、薬医門、腕木門又はこれらに類するもの)				
	石段・石垣・石積 石橋	・ 原則、調査の上、旧状に復旧する				
環境要素	生垣	・ 原則、調査の上、在来種を用いた生垣を設ける				
車庫・駐車場		・ 道路に面して塀、門を設ける場合は、工作物の補助基準に従う ・ 原則、屋根付の車庫は建築物の補助基準に従う				
・ 上記基準においては可能な限り伝統的工法によるものとする。 ・ 上記によりがたい納屋・車庫等は、これに類する「伝統的建造物」の諸特性に合致させるものとする						

表－４ 伝統的建造物以外の建築物等及び環境要素の修景基準（補助基準：町家建築）保存計画表６より

		補助基準：歴史的風致を維持するための町家建築の基準			
敷地	敷地の形状・境界	・表側道路境界に接して建物を建てる ・敷地境界に塀、垣を巡らし、門を建てることも可 ・敷地内に水路を通すことも可			
	建築物・工作物の位置、種別	・原則、敷地の履歴、旧状を調査の上、建築物・工作物の位置を定める ・主屋は表側道路に直接面し、町並み壁面線※を維持して建てる ・主屋を除く道路境界には、付属屋、土蔵、塀、垣を設ける ・建物の配列は表から主屋、庭園、離屋の順とする			
建築物	構造	妻入母屋造	妻入切妻造	平入切妻造	土蔵
		・伝統的工法による木造 ・一階正面に下屋庇を付す			・伝統的工法による木造 ・出入口に庇を付す
	階数	・原則、二階建（付属屋は平屋建可）			・原則、二階建
	規模	・原則、間口５間以下、梁間３間以下 ・間口３間を超える場合は脇に下屋を付す		・原則、間口４間半以上※※	・原則、梁間２間
	色彩	・材質を生かした色彩			
	屋根	形式	入母屋造	切妻造	
		勾配	・５寸程度		
		材料	・黒色又は銀黒色日本瓦葺		
		軒	・白漆喰塗込	・白漆喰塗込又は垂木及び野地板露し	・白漆喰塗込
		下屋庇	・黒色又は銀黒色日本瓦葺		
		庇軒	・垂木及び野地板露し		
		樋	・銅製		
	一階意匠 （道路側）	外壁	・真壁造白漆喰仕上（側壁は大壁造白漆喰仕上可）		
		腰壁	・堅羽目板又は簾子下見板張		
		開口部	・原則、正面は掃出（側面は腰高窓可）		
		建具	・木製障子戸又は硝子戸引違（蔀戸すり上げ可） ・外側枠付格子戸填込又は引込又は板枠出格子填込（雨戸を引通し、出格子又は揚見世を付すことも可）		
		出入口	・木製大戸引込又は跳上、格子又は硝子戸引違		
		戸袋	・白漆喰塗、堅羽目板又は簾子下見板張		
		基礎	・道路側正面布石敷		
		外構	・たたき、石敷、砂利敷又はこれらに類するもの		
	二階意匠 （道路側）	外壁	・大壁又は真壁造白漆喰仕上		
		開口部	・虫籠窓（水切庇付可）	・虫籠窓水切庇付又は屋根付格子	・虫籠窓（水切庇付可）
		建具	・木製障子又は硝子戸引込又は引違	・木製障子又は硝子戸引違 ・木製雨戸引通可	・木製障子又は硝子戸引込又は引違 ・外側片開防火戸可
		戸袋	—	・白漆喰塗又は堅羽目板張	—
工作物	塀	・原則、調査の上、旧状に復原する（不明な場合、屋根付板塀、白漆喰仕上土塀又はこれらに類するもの）			
	門	・棟門、薬医門、腕木門又はこれらに類するもの			
	石段・石垣・石積 石橋	・原則、調査の上、旧状に復旧する			
	環境要素	・原則、調査の上、在来種を用いた生垣を設ける			

※ 町並み壁面線とは、伝統的建造物の主屋２階壁面がつくりだす壁面の連なりをいう。

※※ただし隣家が平入の伝統的建造物の場合はこの限りでない。

・上記基準においては可能な限り伝統的工法によるものとする。

・上記によりがたい納屋・車庫等は、これに類する「伝統的建造物」の諸特性に合致させるものとする

図-4 景観誘導帯の区分

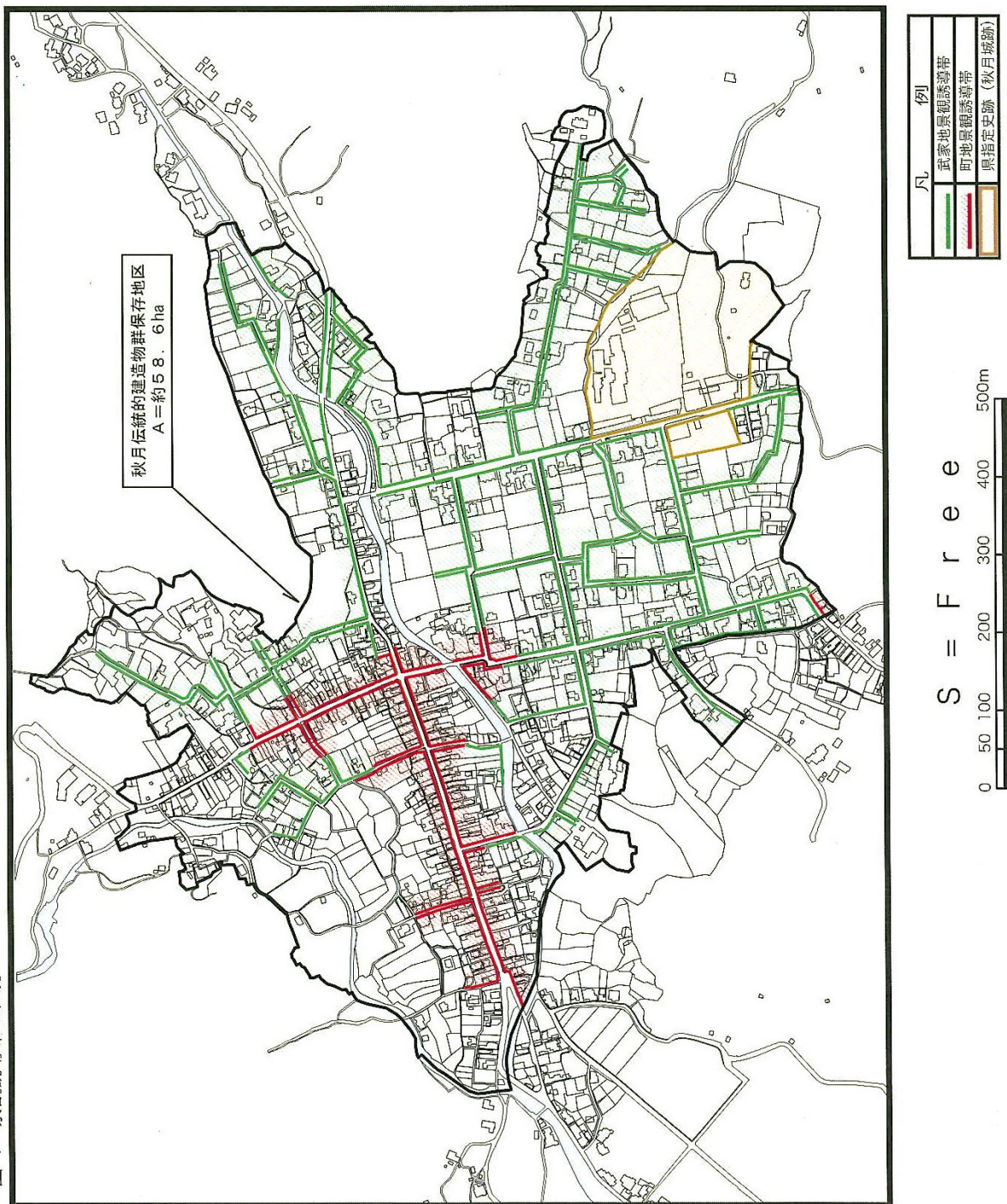
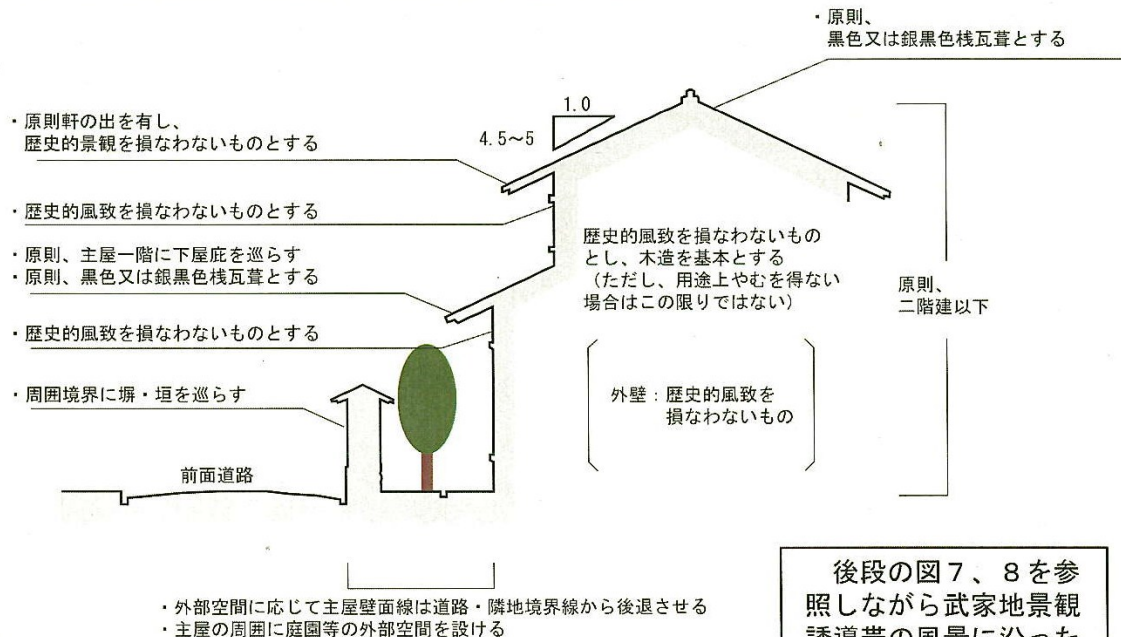
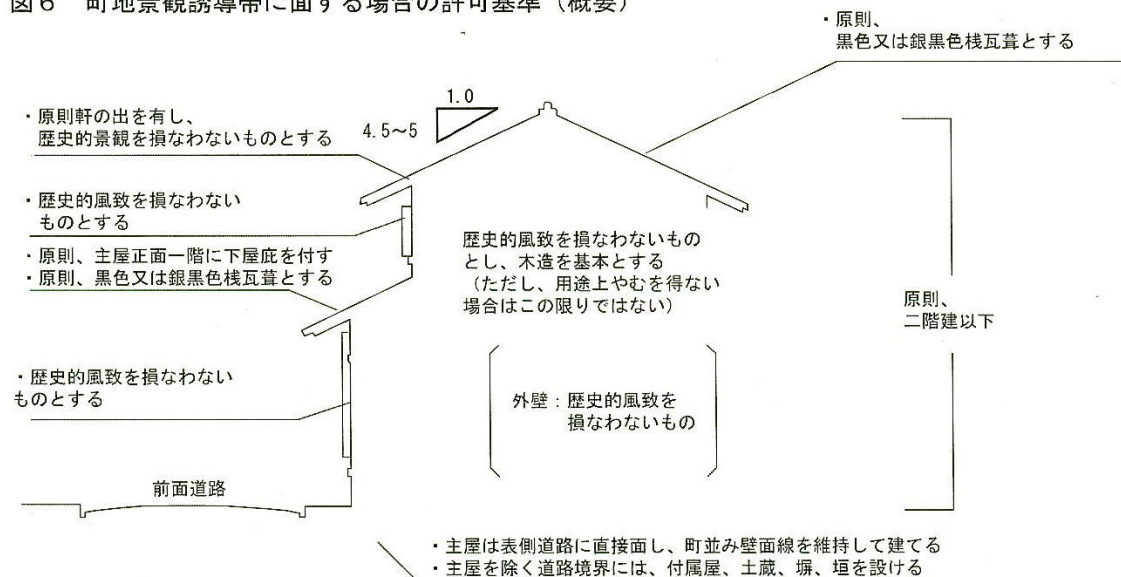


図5 武家地景観誘導帯に面する場合の許可基準（概要）



後段の図7、8を参照しながら武家地景観誘導帯の風景に沿った建築を目指していただきたいと思います。

図6 町地景観誘導帯に面する場合の許可基準（概要）



後段の図9-12を参照しながら町地景観誘導帯の風景に沿った建築を目指していただきたいと思います。

図-7 目標とする屋敷建築の意匠 [①寄棟造]

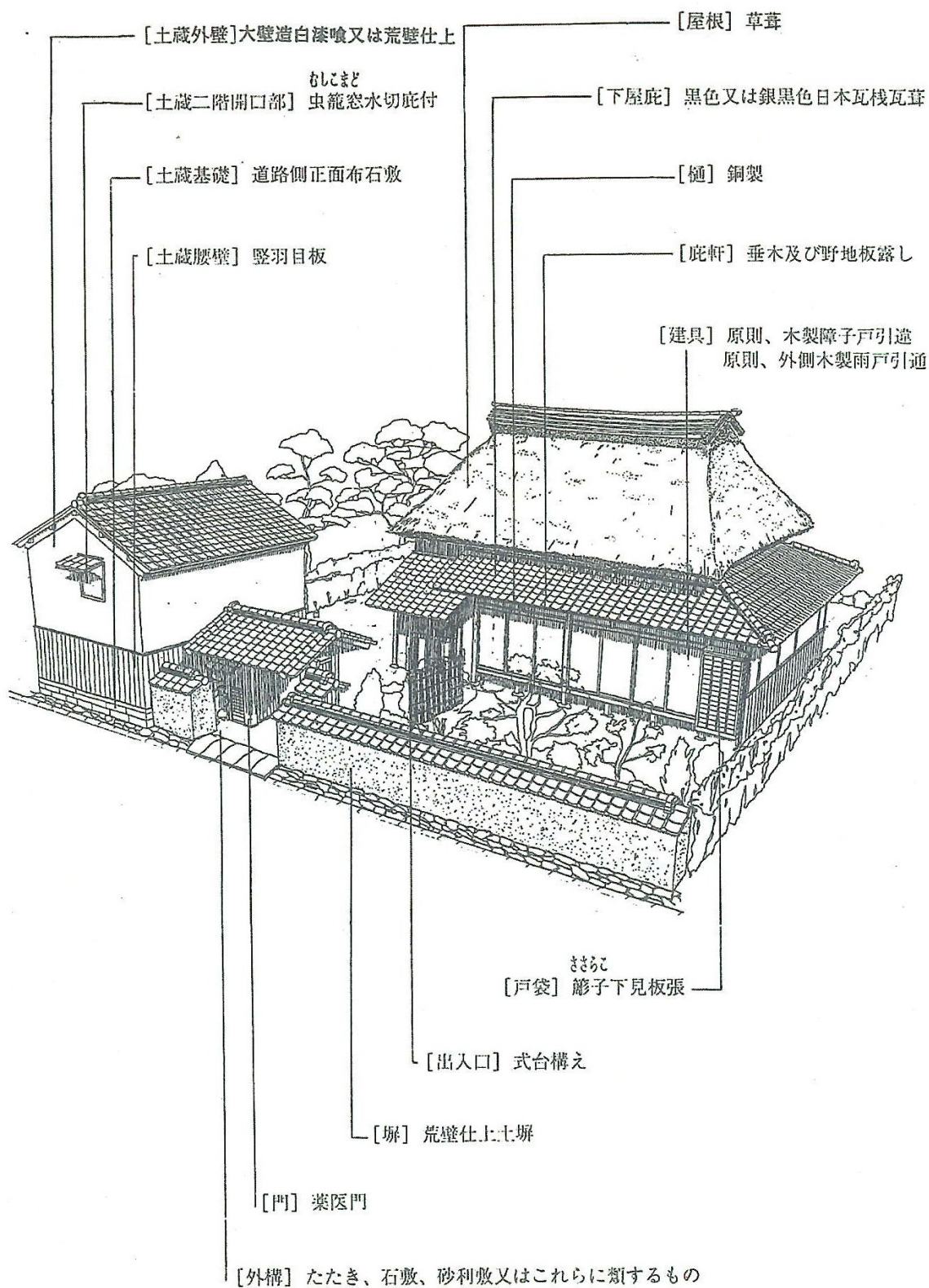


図-8 目標とする屋敷建築の意匠〔②入母屋造〕

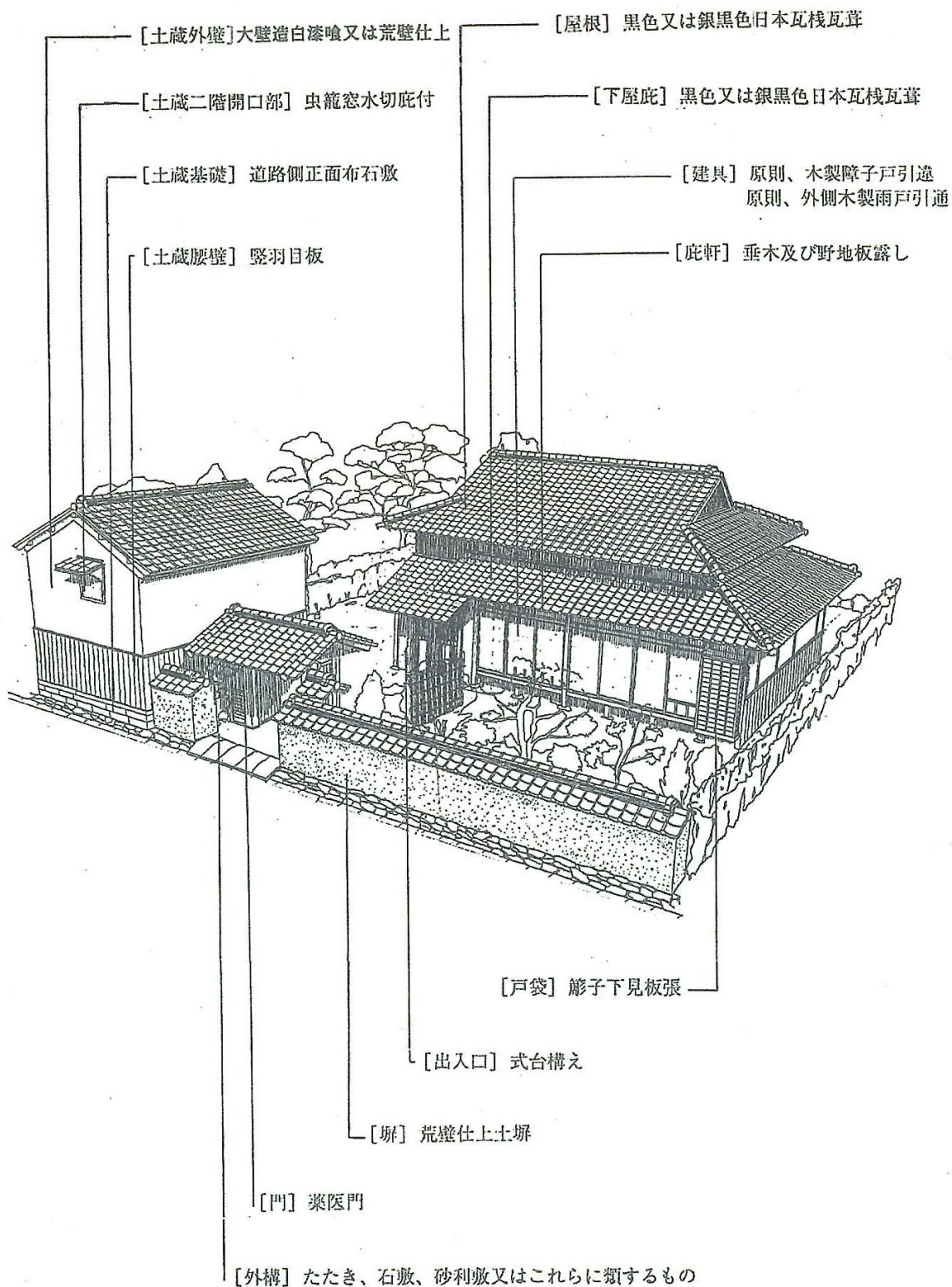


図-9 目標とする町家建築の構造（棟方向と屋根形状）と規模

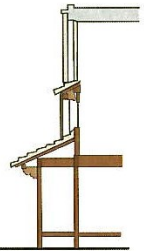
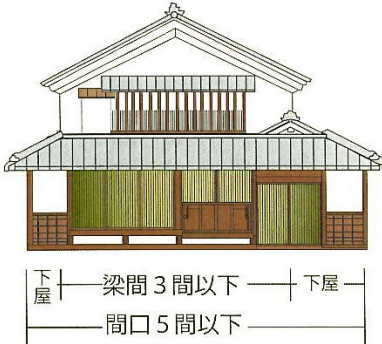
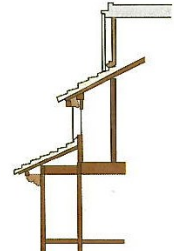
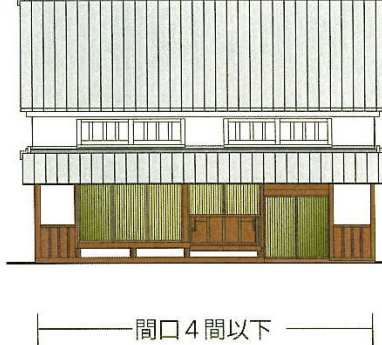
棟方向		屋根形状	断面	狭い間口の場合	広い間口の場合
妻入	切妻			 梁間3間以下 間口3間以下	 下屋 梁間3間以下 下屋 間口5間以下
	入母屋			 梁間3間以下 間口3間以下	 下屋 梁間3間以下 下屋 間口5間以下
平入	切妻			 伝統的 建造物 (平入) 間口4間以下	 間口4間以下
	入妻				

図-10 目標とする町家建築の意匠 [①妻入切妻造]

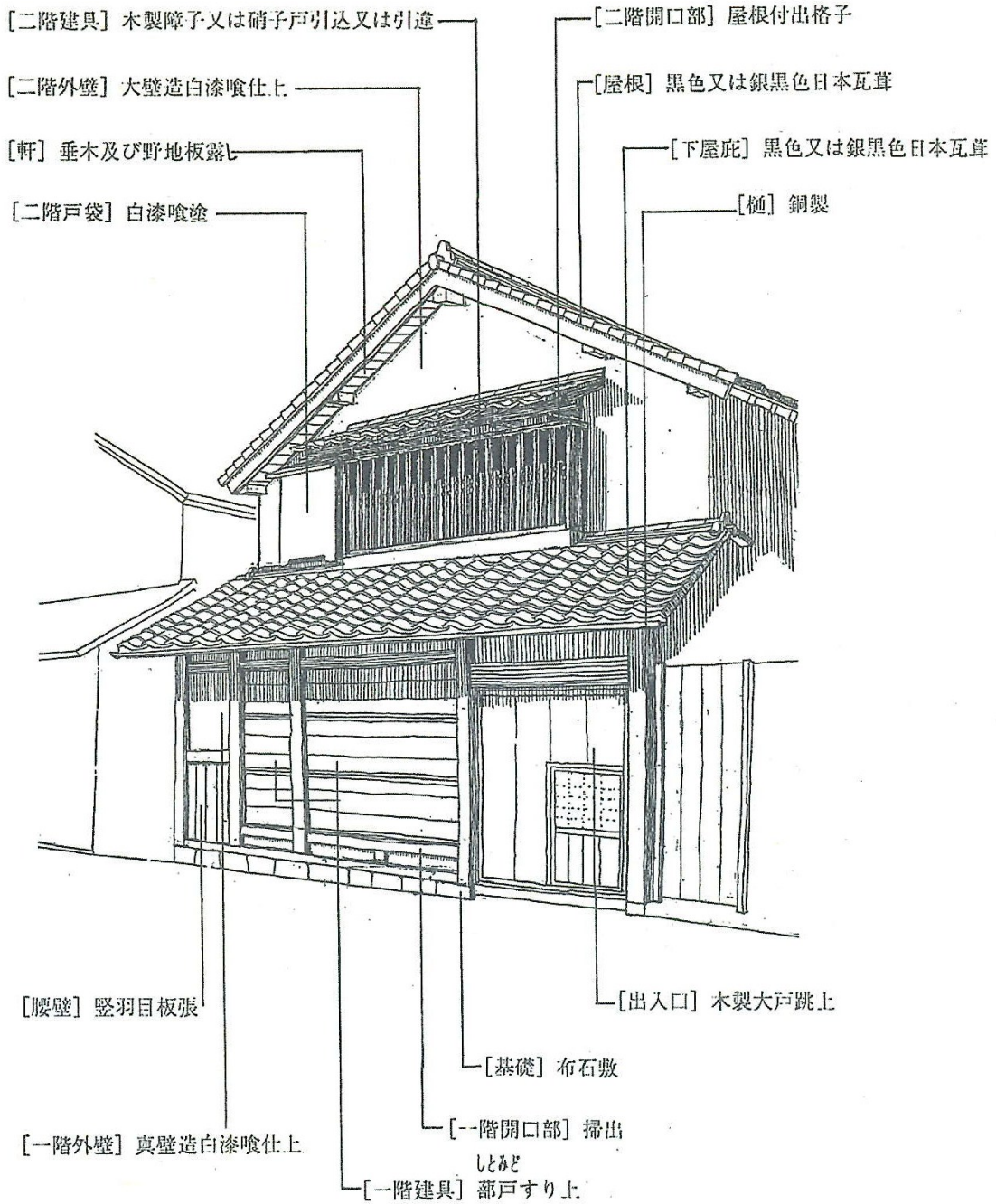


図-11 目標とする町家建築の意匠 [②妻入入母屋造]

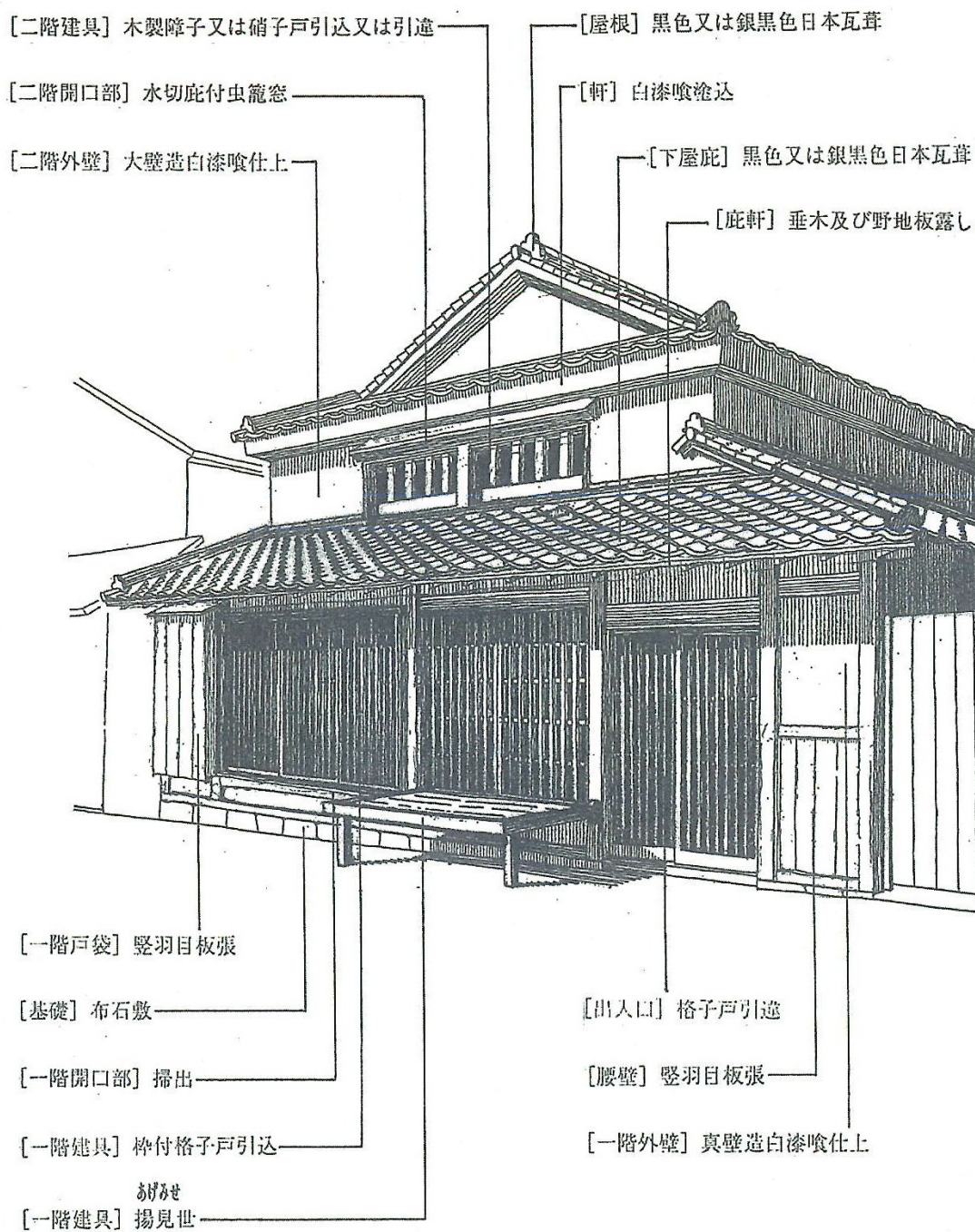


図-12 目標とする町家建築の意匠 [③平入切妻造]

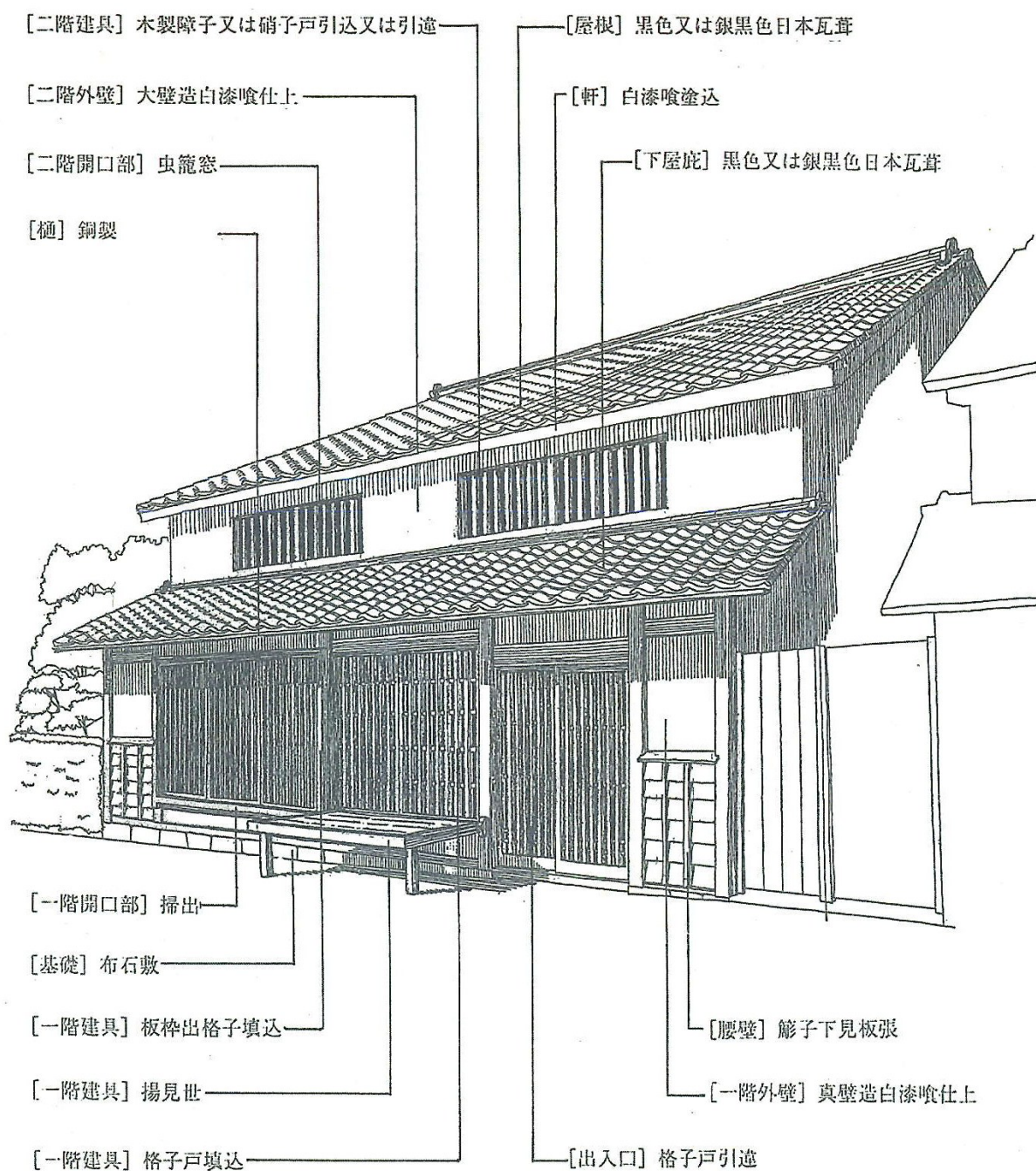


図-1 3 補助対象範囲（伝統的建造物）

伝統的建造物（特定物件）
修理事業補助対象概要

構造耐力上主要な部分

- ・ 基礎、柱、小屋組、土台、横架材
- ・ 必要に応じて耐力壁など構造補強

屋根

- ・ いぶし瓦（粘土瓦：黒色又は銀黒色）
- ・ 野地板（下地）、軒先
- ・ 垂木

外壁

- ・ 小舞竹
- ・ 荒塗り
- ・ 中塗り
- ・ 表面仕上（漆喰など）
- ・ 腰板

外観建具

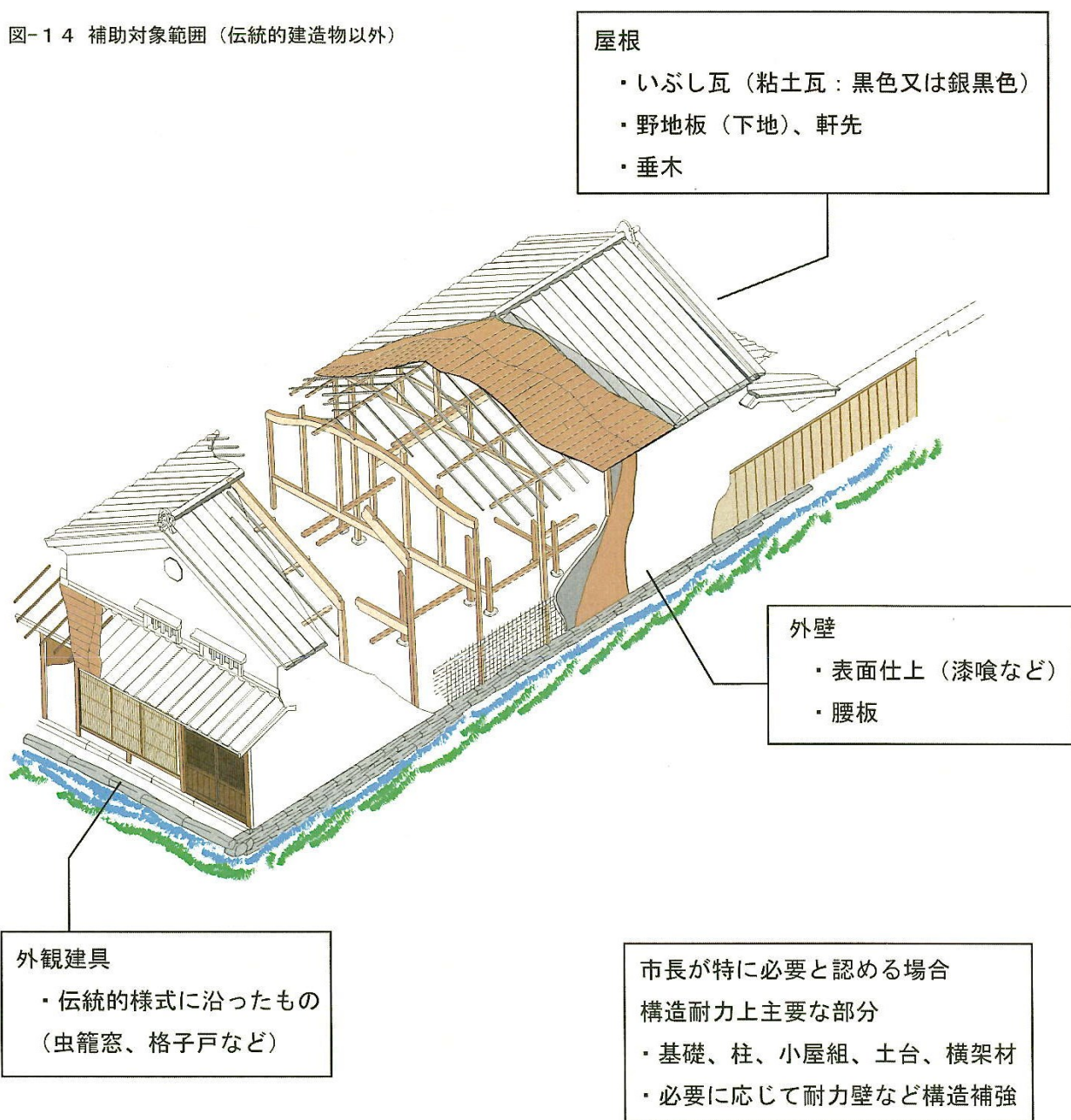
- ・ 修理
- ・ 伝統的様式に沿ったもの（虫籠窓、格子戸など）

補助対象範囲は、外観修理に係る費用を第一とし、順次構造部分への補助対象を広げることとしています。なお、伝統的建造物については修理を基本としていますので、基本的にその建物の建築・過去の修理修繕履歴を確認しながら修理事業の方針を立てる必要がありますので、履歴に基づく復原の必要性と補助対象範囲については担当部署と十分に打合せを行ってください。

註）建築基準法施行令第1条第1項第3号

構造耐力上主要な部分 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

図-1 4 補助対象範囲（伝統的建造物以外）

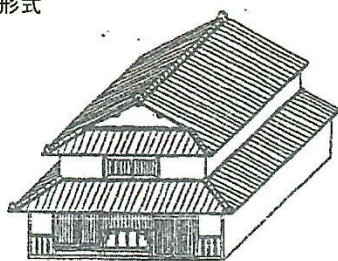


註）建築基準法施行令第1条第1項第3号

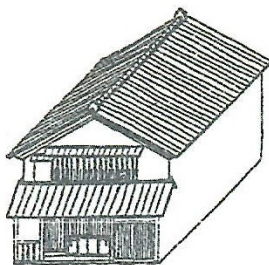
構造耐力上主要な部分 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

図-15 個別意匠 参考図1

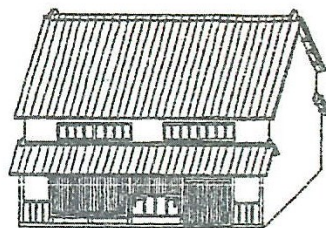
○屋根形式



妻入母屋造

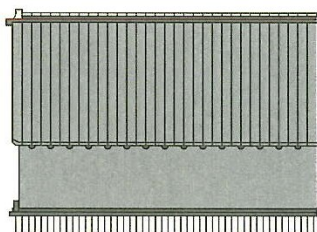


妻入切妻造

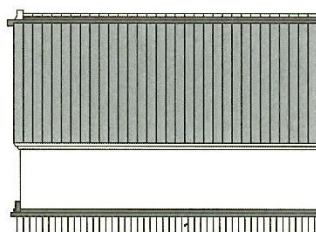


平入切妻造

○軒

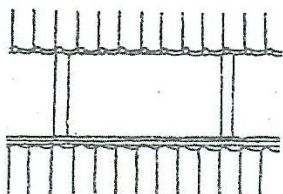


軒裏垂木野地板露し

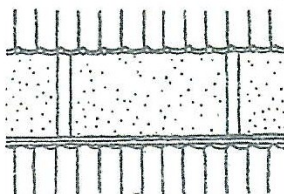


軒裏漆喰塗込

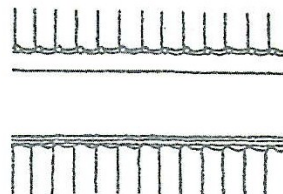
○外壁



真壁造白漆喰仕上

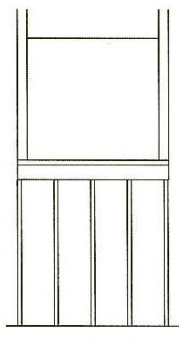


真壁造荒壁仕上

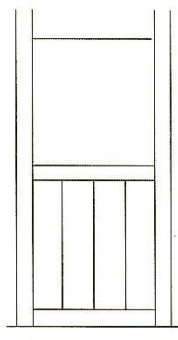


大壁造白漆喰仕上

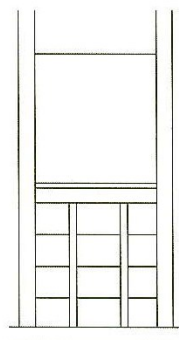
○腰壁



縦羽目板目板あり



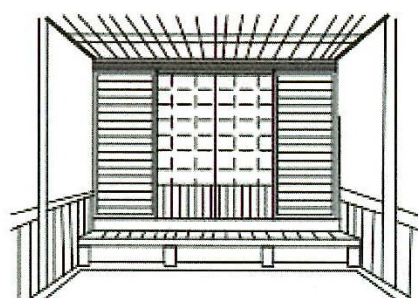
縦羽目板目板なし



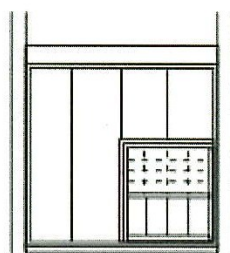
彫子下見板張

圖-16 個別意匠 參考圖2

○出入口

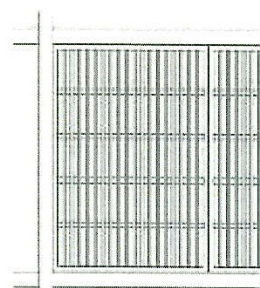


式台

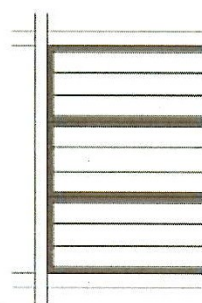


蹴上大戸

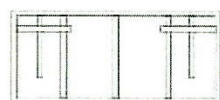
○建具



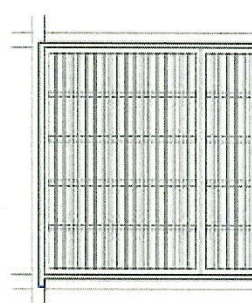
平格子



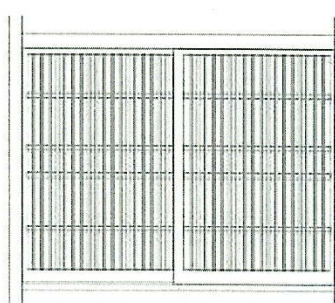
蔀戸



揚見世

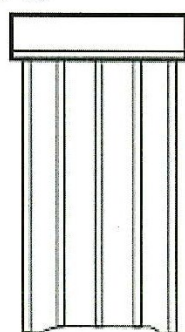


板枠出格子

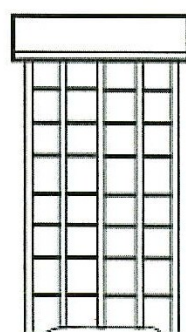


格子戸

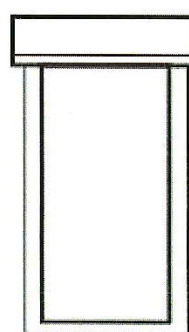
○戸袋



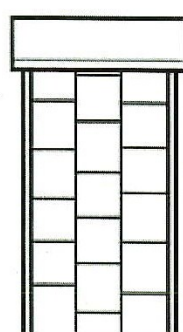
豎羽目板張



彫子下見板張

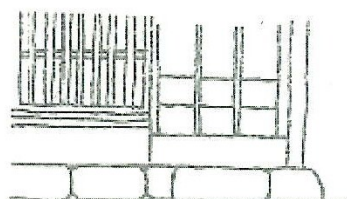


漆喰塗

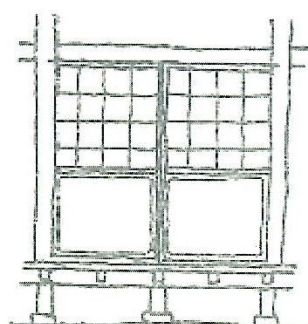


銅板化粧

○基礎



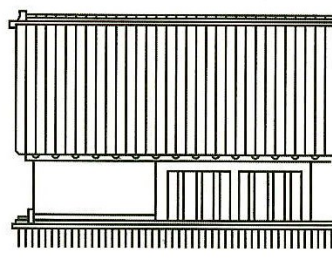
布石敷



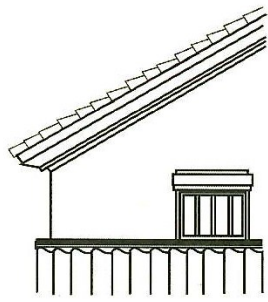
束石建

図-17 個別意匠 参考図3

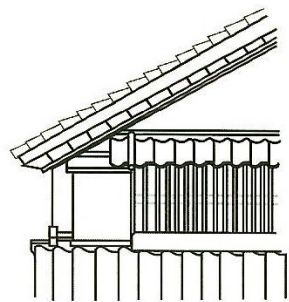
○二階開口部



虫籠窓

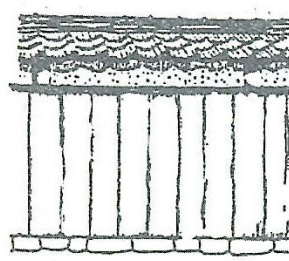


虫籠窓水切庇付

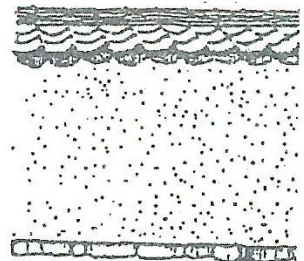


屋根付出格子

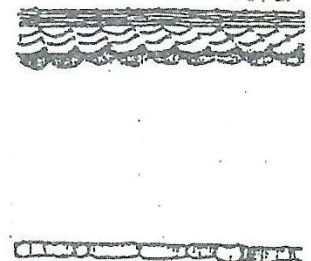
○塀



板塀

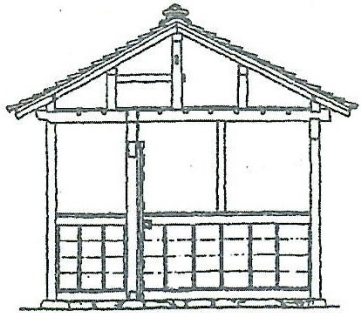


土塀荒壁仕上

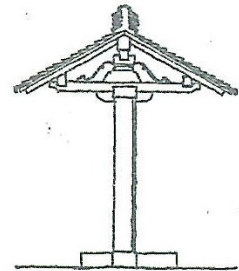


土塀白漆喰仕上

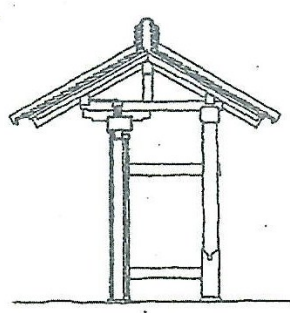
○門



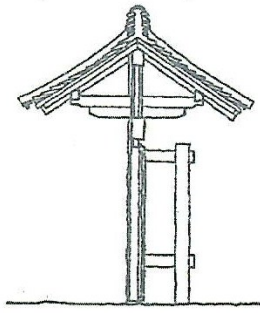
長屋門



棟門



薬医門



腕木門

6 「歴史的景観形成地区」の現状変更行為の規制の詳細

【行為の届出】

景観形成地区内において建物の新築、増改築や建築物等の大規模な修繕、模様替え、木竹の伐採等の景観の現状を変える行為（これを、現状変更行為といいます）を行なう際には、あらかじめ、市長にその内容を届出なければなりません。

（条例第11条）届出に伴う必要な図書については、表一7をご確認ください。

また、景観の現状を変える行為を行おうとする者は、景観形成基準（表6 30頁）に適合するよう努めなければなりません（条例第12条）。この時、市長は届出に係る行為が景観形成基準に適合しない場合は、当該届出をした者に対して、必要な助言、指導又は勧告を行います。また、このとき市長は、必要に応じて審議会の意見を聴くこととなります。（条例第13条）

■ 届出の必要な行為（条例第11条第1項、規則第3条）

- （1） 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- （2） 建築物等の大規模な修繕、大規模な模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更
- （3） 宅地の造成その他の土地の形質の変更
※切土及び高さ1メートルを超えるのりを生ずる盛土を伴う土地の形質の変更
- （4） 木竹の伐採
※樹木の集団でその存する土地の面積が500平方メートル以上あるもの又は生垣をなす樹木の集団でその生垣の長さが3メートル以上あるもので市長が別に指定するものの伐採
- （5） 土石類の採取
- （6） 水面の埋立て
- （7） その他歴史的景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為

■ 届出を必要としない行為（条例第11条第2項、規則第5条）

下記の行為については、届出を必要としませんが、念のため、事前に文化・生涯学習課に確認をいただくとともに、行為を行なった際にはお知らせをいただきますようお願いいたします。

- （1） 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- （2） 通常管理行為、軽易な行為
- （3） 建築物（門、塀、屋外階段、高架水槽及び冷却塔を除く。）の新築、増築、改築、大規模な修繕、大規模な模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更を行わない行為（規則第5条第1号）
- （4） 門、塀、屋外階段及びその他の工作物の新築、増築、改築、大規模な修繕、大規模な模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更を行わない行為（規則第5条第2号）

- (5) 建築物等で仮設のものの新築、増築、改築、大規模な修繕、大規模な模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更（規則第5条第3号）
- (6) 次に掲げる木竹の伐採（規則第5条第4号）
 - ア 間伐、枝打、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項に規定する森林病虫害等を防除するために必要な木竹の伐採
 - エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - オ 仮植した木竹の伐採
- (7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園及び公園施設の設置及び管理に係る行為（規則第5条第5号）
- (8) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画事業の施行として行う行為（規則第5条第6号）
- (9) 条例第16条第1項に規定する保存計画に定められた伝統的建造物群保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関して行う行為（規則第5条第7号）
- (10) 法令又は法令に基づく処分による義務の履行として行う行為（規則第5条第8号）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの（規則第5条第9号）

【景観保存物件現状変更行為の許可】

景観形成地区内で、景観保存物件の増改築や外観の模様替え、木竹の伐採等の現状変更行為をしようとする際には、あらかじめ、市長及び教育委員会に申請をして許可を受ける必要があります。（条例第23条）許可申請に必要な図書については、表一7をご確認ください。

なお、市長及び教育委員会が許可を与える場合は、景観保存物件の保存のために必要な限度において、条件を付する場合があります。（条例第23条第3項）

■ 許可の必要な行為（条例第23条第1項）

- (1) 景観保存建造物の増築、改築、移転又は除却
- (2) 景観保存建造物の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取
- (6) 水面の埋立て

■ 許可を必要としない行為（条例第23条第2項、規則第20条）

下記の行為については、許可を必要としませんが、念のため、事前に文化・生涯学習課に確認をいただくとともに、行為を行なった際にはお知らせをいただきますようお願いいたします。

（１）非常災害のため必要な応急措置として行う行為（23条第2項）

（２）通常管理行為、軽易な行為（規則第20条）

① 宅地の造成その他の土地の形質の変更でその水平投影面積が10平方メートル以下のもの又は高さが0.3メートルを超えるのりを生ずる盛土を伴わないもの

② 次に掲げる木竹の伐採（規則第5条第4号）

ア 間伐、枝打、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項に規定する森林病虫害等を防除するために必要な木竹の伐採

エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

オ 仮植した木竹の伐採

③ 条例第16条第1項に規定する保存計画に定められた伝統的建造物群保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関して行う行為（規則第5条第7号）

④ 法令又は法令に基づく処分による義務の履行として行う行為（規則第5条第8号）

⑤ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの（規則第5条第9号）

■ 国の機関等に関する特例：協議（条例第25条、規則第21条）

国の機関等が行う行為については許可の申請を行なう必要はありません。

ただし、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会と協議（様式第14号）が必要です。

■ 許可及び国の機関等の協議に関する特例：通知

（条例第26条、規則第12条）

文化財保護法施行令第4条第6項各号に規定する行為で規則第22条（規則第11条の規定を準用）で定めるものについては、許可（条例第23条第1項）及び国の機関等に関する協議（条例第25条）の必要はありません。

ただし、これらの行為のうち、許可又は協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知（様式第15号）してください。なお、事前に文化・生涯学習課に確認をいただくと事務が順調に進むことになります。また、行為を行なったのちの報告の義務は課されていませんが、文化・生涯学習課までその旨お知らせをいただきますようご協力をお願いします。

7 「歴史的景観形成地区」内における現状変更手続きの詳細

歴史的景観保存地区内における 現状変更等手続きの取り扱いについて

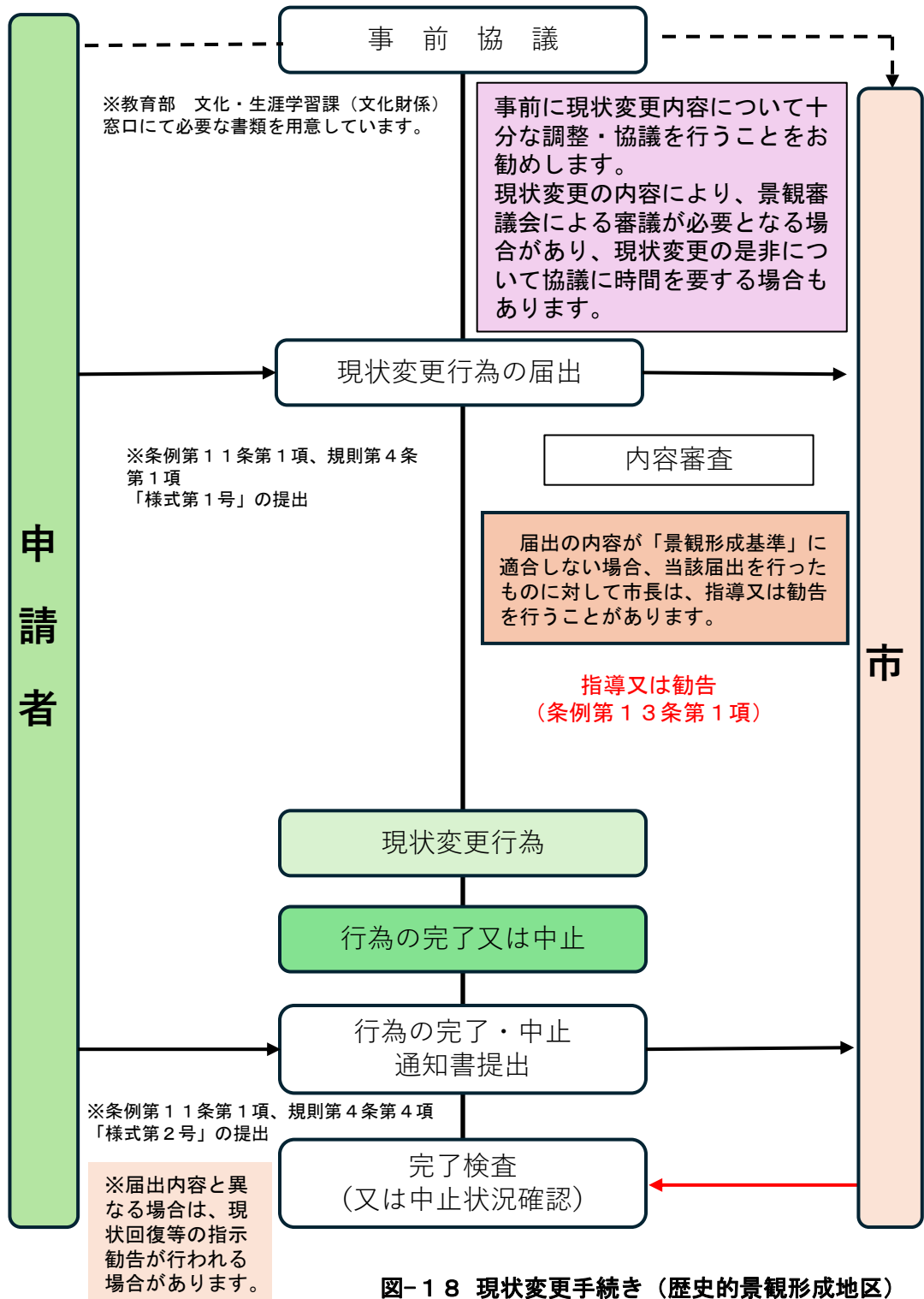


図-18 現状変更手続き（歴史的景観形成地区）

お問い合わせ

〒838-0068 福岡県朝倉市甘木198-1 朝倉市文化・生涯学習課文化財係
電話 0946-28-7341 FAX 0946-23-0697 E-Mail bunka-zai@city.asakura.lg.jp

景観保存物件に関する 現状変更等手続きの取り扱いについて

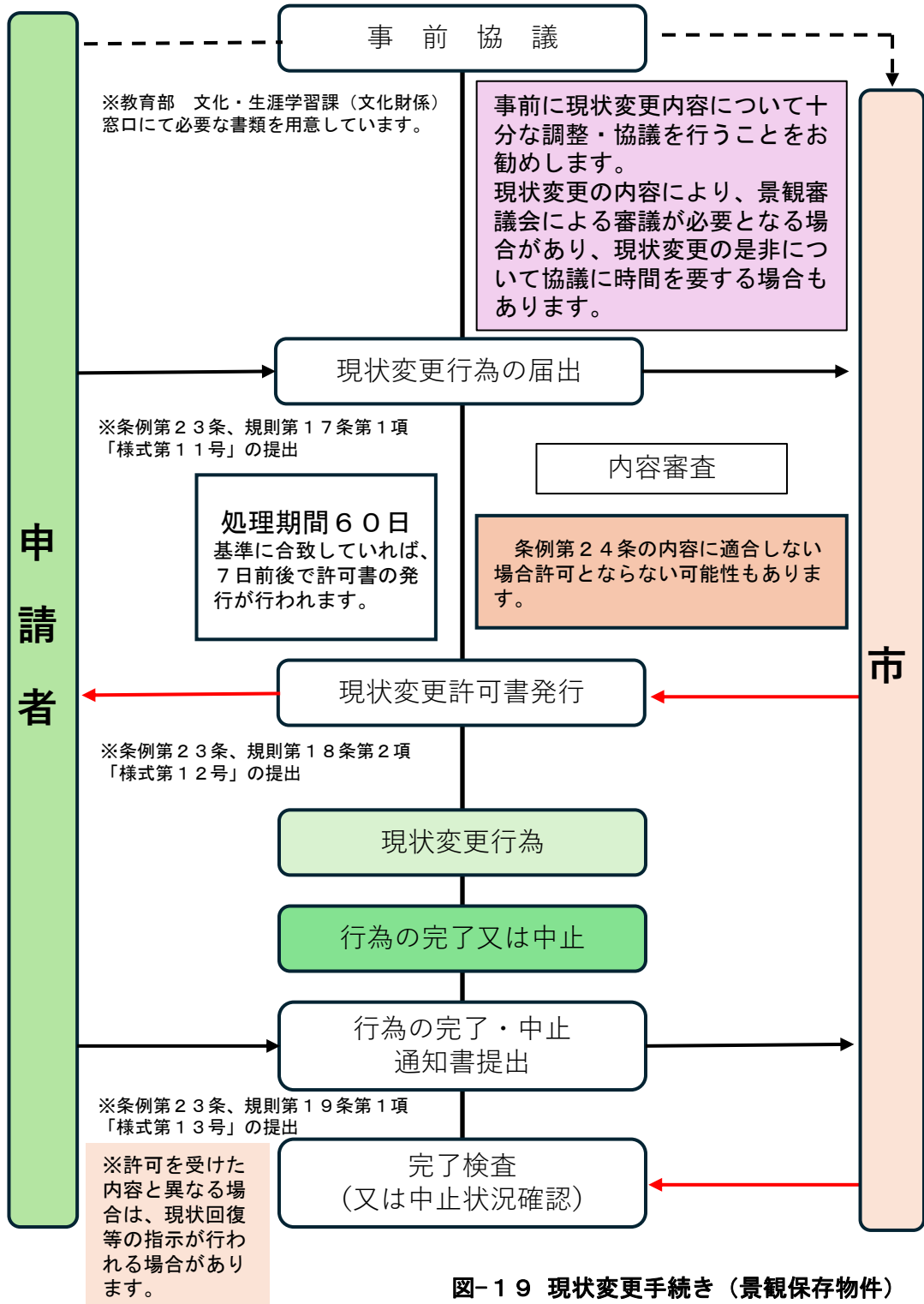


図-19 現状変更手続き（景観保存物件）

お問い合わせ

〒838-0068 福岡県朝倉市甘木198-1 朝倉市文化・生涯学習課文化財係
電話 0946-28-7341 FAX 0946-23-0697 E-Mail bunka-zai@city.asakura.lg.jp

図-20 「歴史的景観形成地区」内の修理・修景の手順と誘導方針

歴史的景観形成地区 修理・許可・届出の手順と誘導方針

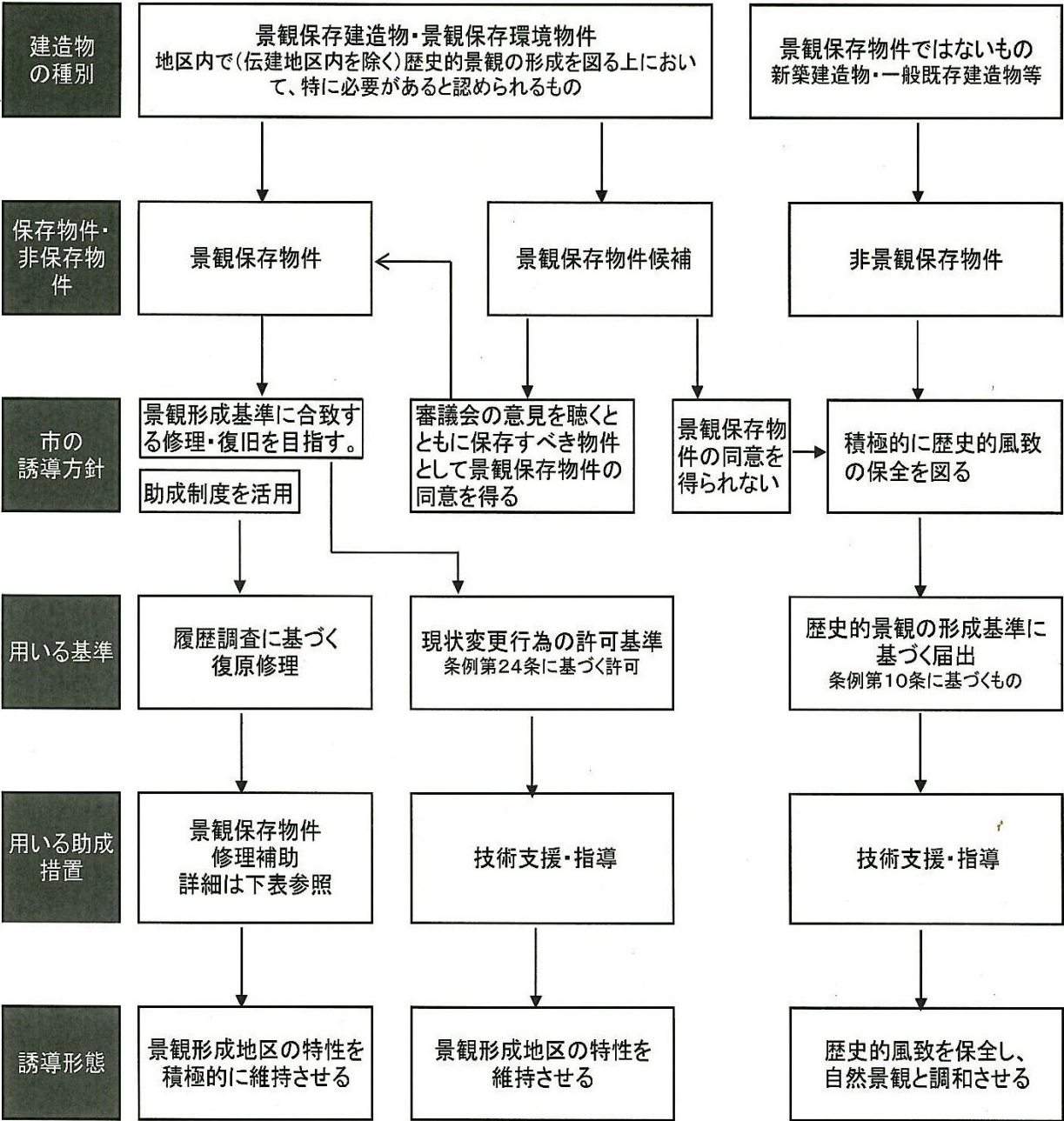


表-5 歴史的景観形成地区の補助率と限度額（補助金交付要綱別表第2より：第4条関係）

種類	補助対象	補助率	限度額
主屋・蔵等	当該物件の外観保存のための屋根、外壁及び構造耐力上主要な部分の修理に係る経費(但し、補助対象経費100万円以上)	10分の8以内	600万円
門・土塀・石積(石垣)等	当該物件の修理(但し、補助対象経費50万円以上)	10分の8以内	400万円
生垣等	当該物件の復旧(但し、補助対象経費10万円以上)	10分の8以内	50万円

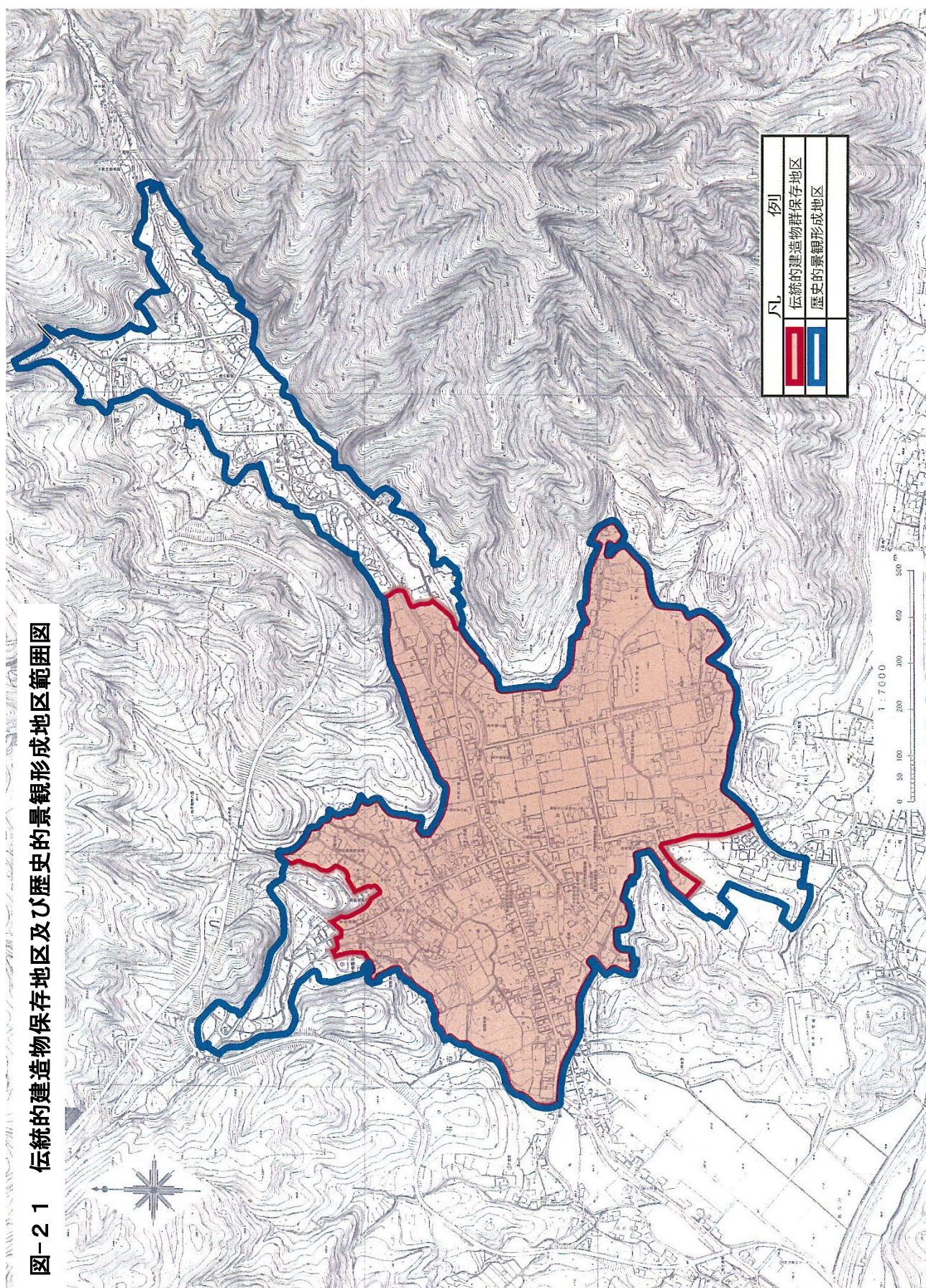
表一6 景観保存物件の許可基準と歴史的景観形成地区の建築物等及び環境要素の景観形成基準

		景観保存物件許可基準	景観形成基準	
		景観形成地区の特性を維持させるための基準	歴史的風致を保全し、自然景観と調和させるための基準	
敷地	敷地の形状・境界	・周囲境界に塀、垣を巡らす（ただし敷地の履歴に従う場合はこの限りでない）		
	建築物・工作物の位置、種別	・主屋の周囲に庭園などの外部空間を設ける ・上記外部空間に応じて、主屋壁面線を道路、隣地境界線から後退させる （ただし敷地の履歴に従う場合はこの限りでない）		
建築物	構造	・景観形成地区の特性を維持するものとし、木造を基本とする （ただし用途上やむを得ない場合はこの限りでない）	・歴史的風致を著しく損わないものとし、木造を基本とする	
	階数	・原則、二階建以下		
	規模	・景観形成地区の特性を維持するものとする	・歴史的風致を著しく損わないものとする	
	色彩			
	屋根	形式	・原則、寄棟造、切妻造又は入母屋造	
		勾配	・原則、4. 5～5寸程度	
		材料	・景観形成地区の特性を維持するものとする	・歴史的風致を著しく損わないものとする
		軒	・原則、軒の出を有し、景観形成地区の特性を維持するものとする	・原則、軒の出を有し、歴史的風致を著しく損わないものとする
	一階意匠	・景観形成地区の特性を維持するものとする	・歴史的風致を著しく損わないものとする	
	二階意匠			
工作物	塀、門、石段、石垣 石積、石橋	・景観形成地区の特性を維持するものとする	・歴史的風致を著しく損わないものとする	
	屋外広告物	・歴史的風致を著しく損わない自家用の広告に限る（主要屋根上の設置は認めない）		
	自動販売機	・景観形成地区の特性を維持するものとする	・歴史的風致を著しく損わないものとする	
	建築設備	・原則、公共の用に供する場所から見えないものとする		
	その他の工作物	・景観形成地区の特性を維持するものとする	・歴史的風致を著しく損わないものとする	
環境要素	生垣	・景観形成地区の特性を維持するものとする	・歴史的風致を著しく損わないものとする	
	樹木、庭園			
車庫・駐車場		・景観形成地区の特性を維持するものとする ・原則、道路に面した部分は、塀・垣・門を設けるものとする	・歴史的風致を著しく損わないものとする	
土地の形質の変更		・変更後の状態が、景観形成地区の特性を維持するものとする ・空地が生じた場合は、景観形成地区の特性を維持するものとする	・変更後の状態が、歴史的風致を著しく損わないものとする ・空地が生じた場合は、歴史的風致を著しく損わないよう管理運用を図る	
木竹の伐採・植栽		・景観形成地区の特性を維持する木竹の保存に努める ・空地や法面などは、景観形成地区の特性を維持するよう緑化に努める	・歴史的風致を形成する木竹の保存に努める ・空地や法面などは、歴史的風致を著しく損わないよう緑化に努める	
土石類の採取		・採取後の状態が、景観形成地区の特性を維持するものとする	・採取後の状態が、歴史的風致を著しく損わないものとする	

※景観保存物件の修理、復旧に見合う助成があります（条例第28条第2項、規則第32条、歴史的景観補助金交付要綱第4条に基づく補助金）

※上記の表は条例第10条に基づく基準表（朝倉市秋月伝統的建造物群保存地区関係例規集に掲載あり）に条例第24条の許可基準を加筆したものです

图-2 1 傳統的建造物保存地区及び歴史的景観形成地区範圍図



表一 7 許可申請等に伴う必要な図書類について 1

行為	図書			
	種類	縮尺	部数	備考
1 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却	付近見取図	1 / 2,500 ・ 1 / 2,000	1	
	配置図	1 / 200 ・ 1 / 100	1	
	設計図書（平面図）	1 / 200 ～ 1 / 50	1	
	（立面図）	1 / 100 ～ 1 / 50	1	
	現況カラー写真		1	
	工事仕上表		1	
2 建築物等の大規模な修繕、大規模な模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更	付近見取図	1 / 2,500 ・ 1 / 2,000	1	
	配置図	1 / 200 ・ 1 / 100	1	
	設計図書（平面図）	1 / 200 ～ 1 / 50	1	
	（立面図）	1 / 100 ～ 1 / 50	1	
	現況カラー写真		1	
	工事仕上表		1	
3 宅地の造成その他の土地の形質の変更	付近見取図	1 / 2,500 以上	1	
	設計図書	1 / 200 以上	1	
	現況カラー写真		1	
4 木竹の伐採及び土石類の採取	付近見取図	1 / 2,500 以上	1	
	現況カラー写真		1	

「景観形成地区」の現状変更の届出ならびに景観保存物件の現状変更許可申請にあたり必要な図書を示しています。具体的な内容については、事務局（文化・生涯学習課）へお尋ねください。

表一 8 許可申請等に伴う必要な図書類について 2

行為	図書			
	種類	縮尺	部数	備考
1 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却	付近見取図	1 / 2,500 ・ 1 / 2,000	1	
	配置図	1 / 200 ・ 1 / 100	1	
	設計図書（平面図）	1 / 200 ～ 1 / 50	1	
	（立面図）	1 / 100 ～ 1 / 50	1	
	（各伏図）	1 / 200 ～ 1 / 50	1	
	（詳細図）	1 / 30 ～ 1 / 20	1	
	現況カラー写真		1	
	工事仕上表		1	
2 建築物等の外観の変更（修繕、模様替え又は色彩の変更）	付近見取図	1 / 2,500 ・ 1 / 2,000	1	
	配置図	1 / 200 ・ 1 / 100	1	
	設計図書（平面図）	1 / 200 ～ 1 / 50	1	
	（立面図）	1 / 100 ～ 1 / 50	1	
	（各伏図）	1 / 200 ～ 1 / 50	1	
	（詳細図）	1 / 30 ～ 1 / 20	1	
	現況カラー写真		1	
	工事仕上表		1	
3 宅地の造成その他の土地の形質の変更	付近見取図	1 / 2,500以上	1	
	設計図書	1 / 200以上	1	
	現況カラー写真		1	
4 木竹の伐採	付近見取図	1 / 2,500以上	1	
	現況カラー写真		1	
5 土石類の採取	付近見取図	1 / 2,500以上	1	
	現況カラー写真		1	
6 水面の埋立て	付近見取図	1 / 2,500以上	1	
	設計図書	1 / 200以上	1	
	現況カラー写真		1	

「伝統的建造物群保存地区」の現状変更行為許可申請にあたり必要な図書を示しています。具体的な内容については、事務局（文化・生涯学習課）へお尋ねください。

参考様式一覧

様式第 1 号（規則第 4 条関係） 歴史的景観形成地区における行為の届出書 ①

様式第 2 号（規則第 4 条関係） 歴史的景観形成地区における行為の完了・中止通知書 ②

様式第 3 号（規則第 6 条関係） 伝統的建造物群保存地区内における行為の許可申請書 ③

様式第 5 号（規則第 8 条関係） 伝統的建造物群保存地区内における行為の完了・中止通知書 ④

様式第 6 号（規則第 1 0 条関係） 伝統的建造物群保存地区内における行為協議申出書 ⑤

様式第 7 号（規則第 1 2 条関係） 伝統的建造物群保存地区内における行為の通知書 ⑥

様式第11号（規則第 1 7 条関係） 景観保存物件に係る行為の許可申請書 ⑦

様式第13号（規則第 1 9 条関係） 景観保存物件に係る行為の完了・中止通知書 ⑧

様式第14号（規則第 2 1 条関係） 景観保存物件に係る行為の行為協議申出書 ⑨

様式第15号（規則第 2 3 条関係） 景観保存物件に係る行為の行為の通知書 ⑩

様式第16号（規則第 2 5 条） 保存補助金交付申請書 ⑪

様式第18号（規則第 2 7 条・第 3 3 条関係） 実績報告書 ⑫

様式第20号（規則第 3 3 条関係） 景観保存物件補助金交付申請書 ⑬

様式第22号（規則第 3 3 条関係） 実績報告書 ⑭

様式第1号（第4条関係）

歴史的景観形成地区内における行為の届出書

年 月 日

朝倉市長

住 所
届出者 氏 名 (印)
(電 話)

次のとおり行為をしたいので、朝倉市歴史的景観条例第11条第1項及び朝倉市歴史的景観条例施行規則第4条の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

行為の場所											
行為の着手予定日		年 月 日			行為の完了予定日		年 月 日				
建築物等に 係る行為	区分	建築物等の新築、増築、改築、移転、除却、大規模な修繕、大規模な模様替え、外観の過半にわたる色彩の変更									
	建築物	(主要な用途)		(構造)			造 階建		(屋根の形状)		
		項 目	届出部分	既存部分	合計	仕上材 色彩	屋 根				
		敷地面積			m ²		外 壁				
		建築面積	m ²	m ²	m ²		屋 根				
		延べ面積	m ²	m ²	m ²		外 壁				
		高 さ	m	m	m		そ の 他				
	工作物	(種類)		(構造)			造			(仕上材)	
		(規模)		高さ m 延長 m 幅 m 面積 m ²			造			(色彩)	
	その他の行為	屋外広告物の表示・設置		(種類)		広告板・広告塔・三角柱・立看板					
(高さ) m				(表示面積) m ²		(色彩)					
土地の形質の変更		(目的)				(行為面積) m ²					
木竹の伐採		(樹種)				(行為面積) m ²					
土石類の採取		(目的)				(行為面積) m ²					
その他の行為		(行為の種類)				(目的)					
届出内容に係る照会先		住所 氏名 (電話)									

(注意) 区分欄については、該当する事項を○で囲んでください。

歴史的景観形成地区内における行為の完了・中止通知書

年 月 日

朝倉市長

住 所
届出者 氏 名
(電 話)



朝倉市歴史的景観条例第1条第1項の規定により届け出た行為を完了・中止したので、朝倉市歴史的景観条例施行規則第4条第4項の規定により、次のとおり通知します。

行 為 の 場 所	
届 出 年 月 日	年 月 日
行 為 の 完 了・ 中 止 年 月 日	年 月 日
行 為 を 中 止 し た と き は そ の 理 由	

(注意) この通知書中の完了・中止のうち不要なものを線で抹消してください。

様式第3号（第6条関係）

伝統的建造物群保存地区内における行為の許可申請書

年 月 日

朝倉市長
朝倉市教育委員会教育長

申請者 住所氏名(電話番号) 印

次の行為に係る朝倉市歴史的景観条例第17条第1項の許可を受けたいので、朝倉市歴史的景観条例施行規則第6条第1項の規定により、関係図書を添えて申請します。

行為の場所										
行為の種類										
行為の着手予定日	年 月 日			行為の完了予定日	年 月 日					
建築物に係る行為	(主要な用途)		(構造)					(屋根の形状)		
	項 目	申請部分	既存部分	合計	仕上材 色 彩	屋 根				
	敷地面積			m ²		外 壁				
	建築面積	m ²	m ²	m ²		屋 根				
	延べ面積	m ²	m ²	m ²		外 壁				
	高 さ	m	m	m		そ の 他				
工作物に係る行為	(種類)		(構造)					(仕上材)		
	(規模)		造					(色彩)		
土地の形質の変更	内容					行為面積	m ²			
木竹の伐採	内容					伐採数量	本			
土石類の採取	内容					行為面積	m ²			
水面の埋立て	内容					行為面積	m ²			
その他の行為	内容									
設 計 者	住 所									
	建築事務所名	(電話)								
	氏 名	() 級建築士 登録第 号								
施 工 者	住 所									
	氏 名	(電話)								
その他参考となる事項										

伝統的建造物群保存地区内における行為の完了・中止通知書

年 月 日

朝倉市長
朝倉市教育委員会教育長

住 所
申請者 氏 名
(電 話

印
)

朝倉市歴史的景観条例第17条第1項の許可を受けた行為を完了・中止したので、朝倉市歴史的景観条例施行規則第8条の規定により、次のとおり通知します。

行 為 の 場 所	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
行 為 の 完 了 ・ 中 止 年 月 日	年 月 日
行 為 を 中 止 し た と き は そ の 理 由	

(注意) この通知書中の完了・中止のうち不要なものを線で抹消してください。

様式第6号（第10条関係）

伝統的建造物群保存地区内における行為の協議申出書

年 月 日

朝倉市長

朝倉市教育委員会教育長

所在地

申出者 名 称

代表者

印

(電 話)

次の行為に係る朝倉市歴史的景観条例第19条の協議をしたいので、朝倉市歴史的景観条例施行規則第10条の規定により、関係図書を添えて申し出ます。

行為の場所										
行為の種類										
行為の着手予定日	年 月 日			行為の完了予定日	年 月 日					
建築物に係る行為	(主要な用途)		(構造)				造 階建		(屋根の形状)	
	項 目	申請部分	既存部分	合計	仕上材	屋 根				
	敷地面積			m ²	色 彩	外 壁				
	建築面積	m ²	m ²	m ²		屋 根				
	延べ面積	m ²	m ²	m ²		外 壁				
	高 さ	m	m	m		そ の 他				
工作物に係る行為	(種類)		(構造)				造		(仕上材)	
	(規模)		高さ m 延長 m 幅 m 面積 m ²				造		(色彩)	
土地の形質の変更	内 容						行為面積	m ²		
木竹の伐採	内 容						伐採数量	本		
土石類の採取	内 容						行為面積	m ²		
水面の埋立て	内 容						行為面積	m ²		
その他の行為	内 容									
設 計 者	住 所									
	建築事務所名	(電話)								
	氏 名	() 級建築士 登録第 号								
施 工 者	住 所									
	氏 名	(電話)								
その他参考となる事項										

様式第7号（第12条関係）

伝統的建造物群保存地区内における行為の通知書

年 月 日

朝倉市長

朝倉市教育委員会教育長

所在地

通知者 名称

代表者

（電話

）



次のとおり行為をしたいので、朝倉市歴史的景観条例第20条及び朝倉市歴史的景観条例施行規則第12条の規定により、関係図書を添えて通知します。

行為の場所										
行為の種類										
行為の着手予定日	年 月 日			行為の完了予定日	年 月 日					
建築物に係る行為	(主要な用途)		(構造)				造 階建		(屋根の形状)	
	項 目	申請部分	既存部分	合計	仕上材	屋 根				
	敷地面積			m ²	色 彩	外 壁				
	建築面積	m ²	m ²	m ²		屋 根				
	延べ面積	m ²	m ²	m ²		外 壁				
	高 さ	m	m	m		そ の 他				
工作物に係る行為	(種類)		(構造)				造		(仕上材)	
	(規模)		高さ m 延長 m 幅 m 面積 m ²				造		(色彩)	
土地の形質の変更	内容					行為面積	m ²			
木竹の伐採	内容					伐採数量	本			
土石類の採取	内容					行為面積	m ²			
水面の埋立て	内容					行為面積	m ²			
その他の行為	内容									
設 計 者	住 所									
	建築事務所名	(電話)								
	氏 名	() 級建築士 登録第 号								
施 工 者	住 所									
	氏 名	(電話)								
その他参考となる事項										

景観保存物件に係る行為の許可申請書

年 月 日

朝倉市長

朝倉市教育委員会教育長

住 所

申請者 氏 名



(電 話)

次の行為に係る朝倉市歴史的景観条例第23 条第1項の許可を受けたいので、朝倉市歴史的景観条例施行規則第17 条第1項の規定により、関係図書を添えて申請します。

景観保存物件の名称												
景観保存物件の所在地												
指 定 番 号												
行為の種類												
行為の理由												
行為の着手予定日		年 月 日			行為の完了予定日			年 月 日				
景観保存建造物に係る行為	建 築 物	(主要な用途)		(構造)					造 階建		(屋根の形状)	
		項 目	申請部分	既存部分	合計	仕上材	屋 根					
		敷地面積			m ²		外 壁					
		建築面積	m ²	m ²	m ²	色 彩	屋 根					
		延べ面積	m ²	m ²	m ²		外 壁					
		高 さ	m	m	m		そ の 他					
	工 作 物	(種類)		(構造)					造		(仕上材)	
		(規模)		高さ m 延長 m 幅 m 面積 m ²							(色彩)	
	景観保存環境物件に係る行為		(行為の内容)									
	設 計 者	住 所										
建築事務所名		(電話)										
氏 名		() 級建築士 登録第 号										
施 工 者	住 所											
	氏 名		(電話)									
その他参考となる事項												

指 定 番 号	
---------	--

景観保存物件に係る行為の完了・中止通知書

年 月 日

朝倉市長
朝倉市教育委員会教育長

住 所
申請者 氏 名
(電 話)



朝倉市歴史的景観条例第23 条第1項の許可を受けた行為を完了・中止したので、朝倉市歴史的景観条例施行規則第19 条の規定により、次のとおり通知します。

景観保存物件の名称	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
行 為 の 完 了 ・ 中 止 年 月 日	年 月 日
行 為 を 中 止 し た と き は そ の 理 由	

(注意) この通知書中の完了・中止のうち不要なものを線で抹消してください。

景観保存物件に係る行為の協議申出書

年 月 日

朝倉市長

朝倉市教育委員会教育長

所在地

申請者 名 称

代表者

（電話

）

印

次の行為に係る朝倉市歴史的景観条例第25条の協議をしたいので、朝倉市歴史的景観条例施行規則第21条の規定により、関係図書を添えて申し出ます。

景観保存物件の名称												
景観保存物件の所在地												
指 定 番 号												
行為の種類												
行為の理由												
行為の着手予定日		年 月 日			行為の完了予定日			年 月 日				
景観保存建造物に係る行為	建 築 物	(主要な用途)		(構造)					(屋根の形状)			
		項 目	申請部分	既存部分	合計	仕上材	屋 根					
		敷地面積			m ²		外 壁					
		建築面積	m ²	m ²	m ²	屋 根						
		延べ面積	m ²	m ²	m ²	外 壁						
	高 さ	m	m	m	色 彩	そ の 他						
	工 作 物	(種類)		(構造)					(仕上材)			
		(規模)		造					(色彩)			
	高さ m 延長 m 幅 m 面積 m ²											
	景観保存環境物件に係る行為		(行為の内容)									
設 計 者	住 所											
	建築事務所名	(電話)										
	氏 名	() 級建築士 登録第 号										
施 工 者	住 所											
	氏 名	(電話)										
その他参考となる事項												

景観保存物件に係る行為の通知書

年 月 日

朝倉市長
朝倉市教育委員会教育長

所在地
通知者 名 称
代表者
(電話)

次のとおり行為をしたいので、朝倉市歴史的景観条例第26条及び朝倉市歴史的景観条例施行規則第23条の規定により、関係図書を添えて通知します。

景観保存物件の名称												
景観保存物件の所在地												
指 定 番 号												
行為の種類												
行為の理由												
行為の着手予定日		年 月 日			行為の完了予定日			年 月 日				
景観保存建造物に係る行為	建 築 物	(主要な用途)		(構造)				造 階建		(屋根の形状)		
		項 目	申請部分	既存部分	合計	仕上材	屋 根					
		敷地面積			m ²		外 壁					
		建築面積	m ²	m ²	m ²	色 彩	屋 根					
		延べ面積	m ²	m ²	m ²		外 壁					
		高 さ	m	m	m		そ の 他					
	工 作 物	(種類)		(構造)				造		(仕上材)		
		(規模)		高さ m 延長 m 幅 m 面積 m ²				造		(色彩)		
	景観保存環境物件に係る行為		(行為の内容)									
	設 計 者	住 所										
建築事務所名		(電話)										
氏 名		() 級建築士 登録第 号										
施 工 者	住 所											
	氏 名	(電話)										
その他参考となる事項												

保存補助金交付申請書

年 月 日

朝倉市長

住 所

申請者 氏 名

印

（電 話

）

次の（管理、修理、修景、復旧）に係る行為について、朝倉市歴史的景観条例施行規則第24条に規定する保存補助金の交付を受けたいので、同規則第25条の規定により、関係図書を添えて申請します。

行 為 の 場 所	
許 可 番 号	第 号
行 為 の 種 類	
行 為 の 内 容	
行 為 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
行 為 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
補 助 申 請 額	金 円
行 為 に 要 す る 経 費	金 円 内 訳

（注意） 1 この申請書には、次に掲げる図書を添付してください。

- （1） 設計図書 （2） 工事費積算書 （3） 現況写真
（4） その他市長が必要と認める図書

2 この申請書中（管理、修理、修景、復旧）のうち不要なものを線で抹消してください。

実 績 報 告 書

年 月 日

朝倉市長

住 所
申請者 氏 名
(電 話



年 月 日交付決定番号第 号で保存補助金交付の決定のありました
行為の成果について、朝倉市歴史的景観条例施行規則第27 条の規定により、次のとおり関
係図書を添えて報告します。

行 為 の 着 手 年 月 日	年 月 日
行 為 の 完 了 年 月 日	年 月 日
行 為 に 要 し た 経 費	金 円 内訳

(注意) この報告書には、次に掲げる図書を添付してください。

- (1) 実施設計書
- (2) 完成写真
- (3) その他市長が必要と認める図書

指 定 番 号	
---------	--

景観保存物件補助金交付申請書

年 月 日

朝倉市長

住 所

申請者 氏 名 ㊟

(電 話)

次の（管理、修理、復旧）に係る行為について、朝倉市歴史的景観条例施行規則第32条に規定する景観保存物件補助金の交付を受けたいので、同規則第33条第1項において準用する同規則第25条の規定により、関係図書を添えて申請します。

景 観 保 存 物 件 の 名 称	
許 可 番 号	第 号
行 為 の 種 類	
行 為 の 内 容	
行 為 の 着 手 予 定 日 年 月 日	年 月 日
行 為 の 完 了 予 定 日 年 月 日	年 月 日
補 助 申 請 額	金 円
行 為 に 要 す る 経 費	金 円 内 訳

- （注意） 1 この申請書には、次に掲げる図書を添付してください。
- （1） 設計図書 （2） 工事費積算書 （3） 現況写真
- （4） その他市長が必要と認める図書
- 2 この申請書中（管理、修理、復旧）のうち不要なものを線で抹消してください。

指定番号

実 績 報 告 書

年 月 日

朝倉市長

住 所
申請者 氏 名
(電 話

印
)

年 月 日交付決定番号第 号で景観保存物件補助金交付の決定のありました行為の成果について、朝倉市歴史的景観条例施行規則第33条第1項において準用する同規則第27条の規定により、次のとおり関係図書を添えて報告します。

行為の着手年月日	年 月 日
行為の完了年月日	年 月 日
行為に要した経費	金 円 内訳

(注意) この報告書には、次に掲げる図書を添付してください。

- (1) 実施設計書
- (2) 完成写真
- (3) その他市長が必要と認める図書